



写真提供:宮城県観光戦略課

先行配信版（第1・2章部分）

# 仙台市新規採用職員ガイド

総務局人材育成部職員研修所

# 2026

## はじめに | 新規採用職員の皆さんへ

この度は入庁おめでとうございます。

皆さんが自分の職場として仙台市役所を選んでくださったことをとても嬉しく思い、ともに働く一員として心から歓迎します。

少子化の加速やデジタル化の急速な拡大、自然災害の激甚化による災害リスクの増大など、社会情勢は大きく変化しています。本市の行政サービスも、こうした変化に柔軟に対応し、より質の高いものへと進化させていくことが求められています。そのような時代の中で、仙台市が成長し、選ばれる続けるためには、皆さんの新しいアイデアや視点、自由で創造的なチャレンジ精神が必要不可欠です。皆さんが自分の強みを発揮し、持ち味を活かしながら仙台市で活躍することを期待しています。

「仙台市新規採用職員ガイド 2026」は、本市のあゆみや各局区の事業、仕事上の制度やマナー、地方公務員制度に至るまで、仙台市役所で働くうえで役に立つ基本的な情報を掲載しています。

皆さんが早く職場に慣れるために、本ガイドを活用しながら、職場の雰囲気や仕事の流れについて理解を深めていただきたいと思います。

また、何か疑問や不明点がある場合は、遠慮せずに周りの職員や上司に相談してください。私たちは皆さんの成長を全力で支援し、協力して業務に取り組んでいきます。

改めて、皆さんの入庁を歓迎します。皆さんと一緒に働けることを楽しみにしています。

令和8年4月

仙台市総務局人材育成部職員研修所

# 目次

はじめに   新規採用職員の皆さんへ .....	1
第 1 章   仙台市政を知る .....	4
1. 市政のあゆみ .....	5
2. 東日本大震災からの復興と防災環境都市づくり .....	8
3. 仙台市総合計画について .....	10
4. 地方分権と大都市制度について .....	13
5. 市民協働によるまちづくり .....	15
6. きめ細かな地域づくりの推進 .....	17
第 2 章   仙台市の組織 .....	18
1. 仙台市の組織 .....	19
危機管理局 .....	24
総務局 .....	25
まちづくり政策局 .....	26
財政局 .....	27
市民局 .....	28
健康福祉局 .....	29
こども若者局 .....	30
環境局 .....	31
経済局 .....	32
文化観光局 .....	33
都市整備局 .....	34
建設局 .....	35
各区のすがた .....	36
青葉区 .....	37
宮城野区 .....	38
若林区 .....	39
太白区 .....	40
泉区 .....	41
会計室 .....	42
消防局 .....	43
教育局 .....	44
選挙管理委員会事務局 .....	45
人事委員会事務局 .....	46
監査事務局 .....	47
農業委員会事務局 .....	48
議会事務局 .....	49

水道局.....	50
交通局.....	51
ガス局.....	52
市立病院.....	53

# 第1章 | 仙台市政を知る

## 1. 市政のあゆみ

### 仙台市誕生

仙台の都市としての歴史は、慶長6年（1601年）仙台藩祖伊達政宗公が仙台北下の「町割・屋敷割」を行ったことに始まります。

以後、仙台藩伊達62万石の城下町として繁栄を続けました。

明治維新を経て仙台藩は、明治4年の廃藩置県により「仙台県」となり、翌5年には「宮城県」と改称されます。明治11年の郡区町村編制法で宮城県は1区16郡とされ、仙台北下は単独の行政区である「仙台区」となりました。

明治22年4月1日市制町村制の施行と同時に「仙台市」が誕生しました。当時の人口は

86,352人、戸数は16,806戸、面積は17.45km<sup>2</sup>でした。

この間、明治11年には第七十七国立銀行が開業、同20年には東北本線・上野～仙台～塩釜間が開通するなど東北地方の中心都市としての整備が進みました。

また、明治6年の官立宮城師範学校を皮切りに仙台神学校、宮城女学校、第二高等中学校、東北帝国大学と教育機関が相次いで設置され、「学都」としての基礎が築かれました。

大正時代には下水道第一期工事の完成、上水道工事の着手、仙台都市計画区域の決定など、その後のまちづくりに結びつく大切な事業が行われています。

昭和に入ると周辺町村との合併によって市域の拡大が進みました。また、昭和5年の市立病院の開院、同11年の動物園開園、同17年のバス事業の公営化など、都市機能の充実が図られました。

このように本市は、明治、大正、昭和と着実に発展してきましたが、第二次世界大戦の末期、昭和20年7月の仙台北空襲により中心部の11,933戸（全戸数の23%）を焼失し、人口の約5分の1が被災するという大きな被害を受けま

した。



▲昭和20年7月10日未明の仙台北空襲

### 戦災からの復興

昭和21年、本市はいち早く戦災復興都市計画を策定し、土地区画整理事業による都心部の復旧に取り組みました。昭和22年には地方自治法の施行に伴って市長の公選も行われ、戦後の新しいあゆみが始まります。

戦災復興事業は幹線道路の整備に重点が置かれ、青葉通、定禅寺通などがこのときに整備されています。昭和20年代後半からは戦災復興と呼応するように、東北地方を管轄する国の出先機関の設置、民間企業の支社・支店の進出が始まりました。

この時期からの人口増加に対応するため、水資源の確保、し尿の処理、学校の建設、道路の改良など生活環境の基盤づくりに積極的に取り組みました。昭和32年には20か年に及ぶ大規模な下水道計画を策定し、事業を開始しています。



▲ヒヨロリとした定禅寺通のけやき並木

## 健康都市づくり

昭和 30 年代後半は、高度経済成長により都市が飛躍的に発展した時期でしたが、一方で公害など成長の歪みも顕在化し始めました。そのような状況に先行的に対応するため、本市は、昭和 37 年に「健康都市宣言」を行い、清く、明るく、住みよいまちづくりを市政の目標に掲げました。この健康都市づくりは、市民の幅広い参加によって支えられ、まちぐるみ清掃運動や梅田川をはじめとする河川の浄化運動などが市内各地で展開されました。また、健康な生活を守るため、昭和 45 年には「公害市民憲章」、翌 46 年には「公害防止条例」、同 48 年には「杜の都の環境をつくる条例」、同 49 年には「広瀬川の清流を守る条例」などを制定し、全国でもユニークな施策を相次いで実施していきました。

健康で明るい市民生活を実現するため、福祉のまちづくりを進めたのもこの時期です。乳幼児医療費の無料化、他の自治体に先駆けて実施した老人医療費の無料化などの諸施策は、本市独自の福祉風土を築き、その後の国の施策の先導的役割も果たしました。

また、市政だよりの全戸配付や市政懇談会の開催などの広報、広聴活動を充実するとともに、子供の城づくり運動や心身障害児を守る運動などが市民の側から提唱され、市民を主体とした市民参加による市政が進められていきました。

昭和 40 年代末のオイルショックを契機に、経済は低成長へと転換しましたが、本市は着実に都市機能を集積していきました。

昭和 53 年の東北縦貫自動車道の盛岡までの供用開始と同 57 年の東北新幹線の開業は、本市に社会的、経済的交流圏の飛躍的拡大をもたらしました。仙台空港の航空路の拡大、流通拠点としての仙台港の強化もなされ、それらに対応し、区画整理事業や再開発事業による都市機能の受け皿づくりが進められました。モータリゼーションの進展により、昭和 51 年には路面電車の廃止を余儀なくされましたが、在来線に新駅を設置し、都市内鉄道としての役割を担わ

せ、同 56 年には新しい都市交通の主演として地下鉄南北線が着工されました。

また、この間、市民福祉の質的充実にも努めました。障害児保育を開始し、昭和 53 年には心身障害児の通園・授産施設と養護学校、心身障害者相談センターを一体化した画期的な施設を設置しました。特別養護老人ホーム鶴寿苑や老人憩いの家の設置など高齢者に対する施策にも積極的に取り組みました。

昭和 60 年には建物、道路などに障害者や高齢者への配慮を求めた「仙台市福祉の街づくり環境整備指針」を設けました。

一方、生活の質を求める市民の欲求が高まり、文化やスポーツに関わる環境整備も必要となってきました。昭和 50 年には市民ギャラリー、同 54 年に歴史民俗資料館、同 56 年に戦災復興記念館を開設し、同 59 年には体育館、同 61 年には新博物館を開館しました。また、昭和 53 年には彫刻のあるまちづくりがスタートしています。

## 宮城県沖地震の発生

昭和 53 年 6 月 12 日の宮城県沖地震は、市内全域に多くの死傷者と甚大な被害をもたらしました。とりわけガス、水道、電気などライフラインの被害は大きく、市民とともに迅速な復旧に努力しました。これを大きな教訓として、昭和 54 年には「防災都市宣言」を行い、安全なまちづくりに向けた取り組みを強化しました。



▲宮城県沖地震で崩れたブロック塀

## 政令指定都市への移行

本市と周辺の市町村は、日常生活や経済活動などにおいて相互に深い関わりをもって発展し

てきました。これは本市の社会経済活動の活発化に伴い、急増する人口が周辺部に拡大するとともに、交通手段や通信機能の発達などによって、行政区画を越えた多様な活動が展開されるようになったためです。

一方、首都圏への一極集中が進むなかで、東北地方の自立的な発展を支えるためには、本市が各種の都市機能を一層集積し、その広域拠点性を強化することが強く期待されるようになりました。

こうして、周辺市町との合併により地域住民の日常生活圏に見合ったまちづくりを行うとともに、東北の中核都市として政令指定都市移行を目指す機運が一層高まりました。昭和 62 年 11 月に宮城町と、翌 63 年 3 月には泉市、秋保町と合併し、人口 88 万人、面積 788 km<sup>2</sup>の新しい仙台市が誕生、そして平成元年 4 月 1 日、市制施行 100 周年の記念すべき年に、全国で 11 番目の政令指定都市に移行しました。その後、平成 11 年 5 月に人口 100 万人を超え、東北の中核都市として、発展を続けています。

## 総合計画 2020 及び仙台市震災復興計画に基づく取り組み

平成 23 年 3 月 11 日、三陸沖を震源とする国内観測史上最大の規模であるマグニチュード 9.0 を記録する巨大地震が発生しました。特に沿岸部においては、この地震により発生した大津波により壊滅的な被害を受け、多くの方が犠牲となりました。

この大震災の発生と同時期の平成 23 年 3 月、総合計画 2020（「仙台市基本構想」及び「仙台市基本計画」（平成 23～32 年度））を策定しましたが、この震災からの一日も早い復旧・復興に向け中長期的な視点に立った計画的な取り組みが必要となりました。そのため、同年 11 月には、基本計画を補完するものとして、「仙台市震災復興計画」（平成 23～27 年度）を策定し、100 万市民が一丸となって復旧・復興に向けて取り組むことができるよう「10 の復興プロジェクト」を掲げ、重点的に推進しました。

このことから、平成 23～27 年度においては「仙台市基本計画」と「仙台市震災復興計画」の両計画に基づき、震災からの早期の復旧・復興を図りながら、仙台のまちづくりを進めてきました。詳しくは、「2.東日本大震災の被害と仙台市の復興」をご覧ください。

震災復興計画の計画期間の終了に伴い平成 27 年 12 月、「仙台市政策重点化方針 2020」（平成 28～32 年度）を策定しました。この方針は、基本計画を上位計画としつつ、震災復興計画の理念を発展的に継承し、重点的に取り組むべき政策を示したものです。これにより、基本計画の 4 つの重点政策である「学びを多彩な活力につなげる都市づくり」「地域で支え合う心豊かな社会づくり」「自然と調和した持続可能な都市づくり」「人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり」を推進してきました。

## 仙台市基本計画 2021-2030

総合計画 2020 の計画期間の終了に伴い、令和 3 年 3 月、「仙台市基本計画 2021-2030」を策定しました。この基本計画は、仙台のまちづくりの指針であり、仙台の目指す都市の姿と、その実現に向けた施策の方向性を示しています。計画に基づき、「新たな杜の都」として、仙台に関わるすべての方々とともに挑戦を続けていきます。詳しくは、「3.仙台市総合計画について」をご覧ください。



## 2.東日本大震災からの復興と防災環境都市づくり

### 震災の発生と被害

平成 23 年 3 月 11 日、これまでの想定をはるかに超えた巨大地震が発生しました。本市では、特に、沿岸部を襲った津波により、多くの尊い命が失われ、住まいや農地などが壊滅的な被害を受けました。

#### 地震概要

- ・ 発生日時  
平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃
- ・ 震央地名  
三陸沖（北緯 38 度 06.2 分、東経 142 度 51.6 分）
- ・ 規模  
マグニチュード 9.0
- ・ 市内震度  
震度 6 強 | 宮城野区、6 弱 | 青葉区・若林区・泉区、5 強 | 太白区
- ・ 津波高  
仙台港 7.1m（推定値）

#### 本市の被害状況（令和 7 年 3 月 1 日現在）

##### 人的被害

死者	905 名
行方不明者	27 名
負傷者	2,309 名

##### 建物被害

全壊	30,034 棟
大規模半壊	27,016 棟
半壊・一部損壊	198,639 棟

##### 宅地被害

被災宅地数	5,728 宅地
-------	----------

##### 市内被害額

被害推計額約	1 兆 3,010 億円
--------	--------------

### 震災からの復興と防災環境都市づくり

#### 復興の取り組み

仙台市総合計画の「基本計画」を補完するものとして、平成 23 年に、被災地最短となる 5 か年の震災復興計画（平成 23～27 年度）を策定し、被災者の住宅再建や生活再建、津波防災対策などの安全・安心の確保、農業の復興など、様々な復興事業の取り組みと、将来に向けたまちづくりの両立を図りながら、仙台のまちづくりを推進してきました。

津波により甚大な被害を受けた東部地域や地すべり等の被害を受けた丘陵部の防災集団移転や被災宅地の復旧、復興公営住宅の整備など、最優先に取り組んできた住まいの再建に関する事業については完了しました。

津波防災対策については、今回の震災の経験や教訓を踏まえ、被災しても被害を最小限に抑える減災の視点により、海岸堤防やかさ上げ道路などの多重防御、避難のための施設の確保などによる総合的な津波対策を進めてきました。

こうしたハード整備のほか、震災の教訓を踏まえた地域防災計画の見直し、避難所ごとの運営マニュアルの策定や避難所機能の強化、地域防災リーダーの養成、災害時帰宅困難者対策、新たな防災教育などにも取り組んできました。

#### 防災環境都市づくりの取り組み

「杜の都」と呼ばれる都市個性に、震災の経験と教訓によって高めてきた防災性を織り込んだ「防災環境都市」づくりを推進しています。

本市で開催された国連防災世界会議（平成 27 年 3 月）や防災関係の国際会議等を通じて、復興状況や防災の取り組みを発信しています。平成 28 年 3 月からは、市民が防災を学び発信できるイベント「仙台防災未来フォーラム」を毎年開催しています。また、東部被災地域の総合

的な復興に向け、集団移転跡地の利活用等を着実に推進するほか、「せんだい 3.11 メモリアル交流館」や「震災遺構仙台市立荒浜小学校」、「震災遺構仙台市荒浜地区住宅基礎」において震災の経験と記憶の伝承に取り組んでいます。

これからも国連防災世界会議の成果文書「仙台防災枠組 2015-2030」の採択都市として、世界の防災・減災の推進に貢献するため、震災の経験と教訓の発信に継続して取り組んでいきます。

【防災環境都市・仙台ホームページ】

<https://sendai-resilience.jp/>

### 3. 仙台市総合計画について

令和3年度を始期とする総合計画は、仙台市のまちづくりの指針である「基本計画」と、基本計画に掲げるまちづくりの理念、目指す都市の姿及びその実現に向けた施策の方向性に基づき本市が取り組む具体的な目標と事業を定める「実施計画」の2つの計画で構成されています。



↑ ページ遷移（本市HP「仙台市総合計画」）

#### 仙台市基本計画(令和3年度～12年度)

策定にあたっては、平成30年10月に有識者等で構成する仙台市総合計画審議会を設置し、調査審議を進めたほか、市民の皆様からご意見を伺うワークショップを重ねるとともに、計画の中間案に関するパブリックコメントや各区及び総合支所における住民説明会を実施しました。

基本計画の策定には、議会の議決が必要であり、令和3年第1回定例会において議決されました。

#### 基本計画の概要

本計画は、仙台のまちづくりの指針であり、仙台の目指す都市の姿と、その実現に向けた施策の方向性を示しています。

計画期間は令和3年度～令和12年度の10年間ですが、まちづくりの長期的な指針となるものであるため、目指す都市の姿は21世紀半ば（2050年頃）を見据えています。

#### まちづくりの理念

**挑戦を続ける、新たな杜の都へ**

～“The Greenest City”SENDAI～

まちづくりの理念として、連綿と受け継がれてきた「杜の都」のまちづくりを基盤に、世界

からも選ばれるまちを目指し、仙台が持つ都市個性の深化と掛け合わせを通じて、「杜の都」を新しいステージに押し上げるという想いを込め、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ」を掲げています。

副題の「“The(ザ)Greenest(グリーネスト)City(シティ)”SENDAI(センダイ)」は、「杜の都」と親和性のある「Green」という言葉に、私たちが大切にしていきたい様々な意味を込め、世界を見据えて常に高みを目指す姿勢の象徴として、最上級を表す「est」を付したまちづくりの方向性を示したものです。

#### 目指す都市の姿

これまで培ってきた仙台の都市個性「環境」「共生」「学び」「活力」を見つめ直し、深化させた、以下の4つの「目指す都市の姿」を掲げています。「目指す都市の姿」にはそれぞれに関連する意味を持たせた「Green」を重ねており、その最上級を目指すことで、「“The Greenest City”SENDAI」を実現させたいと考えています。

- ・ **Green⇒自然（Nature）**  
杜の恵みと共に暮らすまちへ
- ・ **Green⇒心地よさ（Comfort）**  
多様性が社会を動かす共生のまちへ
- ・ **Green⇒成長（Growth）**  
学びと実践の機会があふれるまちへ
- ・ **Green⇒進め！（Green Light）**  
創造性と可能性が開くまちへ

#### チャレンジプロジェクト

まちづくりの理念のもと、目指す都市の姿の実現に向け、仙台の強みや現状を踏まえて重点的に取り組む8つの「チャレンジプロジェクト」を掲げています。

行政はもとより、住民や地縁団体を中心に、

市民活動団体、教育機関、事業者等、仙台に関わる全ての「私たち」の力を合わせ、知恵や技術を持ち寄りながら、チャレンジを続けていきます。

## 8つのチャレンジプロジェクト

### ①杜と水の都プロジェクト

目標：「杜の都」の風土と文化に巡りあえる都市空間をつくる

「杜の都」という言葉に代表される自然と調和した都市空間の魅力をさらに磨くことで、みどりを実感できる居心地の良い空間を広げていきます。また、川や海などの水辺に親しめる空間づくりなどを通じて、魅力的な都市空間をつくります。

### ②防災環境都市プロジェクト

目標：持続可能でしなやかな都市環境をつくる

「杜の都」の豊かな環境に配慮した取り組みを進め、災害リスクの軽減にもつなげる「防災環境都市」を世界に発信します。また、災害への対応や環境への配慮の視点を日常生活に織り込み、持続可能でしなやかな都市環境をつくります。

### ③心の伴走プロジェクト

目標：多様性を尊重し、あらゆる人が安心して暮らせる地域をつくる

様々な立場や状況・ライフスタイル・価値観を地域全体として包み込み、互いに多様性を尊重して支えあい、あらゆる人が孤立せず、安心して暮らすことができる地域をつくります。

### ④地域協働プロジェクト

目標：多様性を力に変える地域をつくる

より良い地域づくりのためには、地域によって異なる成り立ちや魅力、課題等に応じた協働が必要です。住民だけではなく、地域に根差した市民活動団体や若者、企業などの多様な主体が関わり、多くのチャレンジが生まれる環境を

つくります。

### ⑤笑顔咲く子どもプロジェクト

目標：子どもたちの未来が広がる環境をつくる

希望する人が安心して子どもを産むことができ、子どもたちが健やかに成長していく環境が不可欠です。また、子どもたちのチャレンジの場をつくり、人生を切り開く力を伸ばすとともに、子どもたちの個性を尊重し、地域で守り育てる環境をつくります。そして、大人も子どもとの関わりを通じて学ぶ、社会がより良い方向に進むための好循環を生み出します。

### ⑥ライフデザインプロジェクト

目標：自分らしい生き方が実現できる環境をつくる

人生 100 年時代の暮らしを充実させるため、その前提となる健康づくりへの意識向上を働きかけるとともに、多彩な学びの機会があふれる環境やライフスタイルに合わせた活躍の場をつくることで、個性が輝き、創造性あふれる豊かな社会をつくります。

### ⑦TOHOKU 未来プロジェクト

目標：世界に発信できる東北発のイノベーションを生み出す

人口の減少などの課題を抱える東北の現状をチャンスと捉えて、地域特性を生かしたイノベーションの創出を目指し、社会的・経済的なインパクトを生み出します。そして、グローバルとローカルの視点を併せ持ち戦略的にビジネスや誘客を進め、東北の魅力を国内外に広めます。

### ⑧都心創生プロジェクト

目標：人が集い、新しいチャレンジが生まれる都心をつくる

多くの人々が集まる交流の要所・仙台の都心が、絶えず人を惹きつけ魅力あふれる場所であるため、都心の開発を促進させ、ビジネスや交流の基盤を整備することで、意欲のある方々が集い、新しいチャレンジが生まれる環境を整え

ます。さらに、多様な主体の連携を通じて様々なコンテンツをつくることで、回遊性が高く、働く場・楽しむ場として魅力的な都心をつくります。

## 区ごとの地域づくりの方向性

区民をはじめ、多くの方と幅広く共有しながら個性あふれる地域づくりを進めるために、区及び圏域ごとの主な地域づくりの基本方向を示しています。

## 未来をつくる市政運営

仙台市役所が、「目指す都市の姿」の実現に向けて大切にする姿勢や、都市構造形成の方針、分野ごとの施策の一覧を示しています。

### 市政運営の基本姿勢

- ①持続可能な都市経営の基盤を構築する
- ②協働によるまちづくりを加速させる
- ③社会の変化にしなやかに対応する組織をつくる
- ④デジタル化により豊かな市民生活を実現させる
- ⑤大都市としての責任を果たす

### 都市構造形成の方針

市民と共に守り育んできた「杜の都」の都市基盤は、仙台のシンボル、市民の誇りとして、個性を活かし、さらに伸ばしながら次世代に引き継いでいく必要があります。機能集約型の都市構造の形成と公共交通を中心とした交通体系の構築を一体的に進めると同時に、みどりのネットワークや健全な水循環の形成を図る、自然と調和した持続可能な都市づくりを進めます。

## 施策の体系・一覧

目指す都市の姿の実現に向けて、仙台市役所が多様な立場の方々との協働などを通じて取り組む施策の体系及び一覧を示します。

## 仙台市実施計画(令和6年度～8年度)

実施計画は、仙台のまちづくりの指針である基本計画に掲げられたまちづくりの理念と目指す都市の姿、そしてその実現に向けた施策の方向性に基づき、計画期間内に市が取り組む具体施策を示したものです。

10年間の基本計画の中で、おおむね3年ごとに作成することとしています。

本計画の計画期間である3年間は、基本計画における「チャレンジプロジェクト」の目標の実現に向けた施策に重点的に取り組みます。

計画の進行管理については、数値目標の達成状況や各事業の進捗状況の集約・整理と、市民意識調査の結果を踏まえた自己評価を実施の上、市議会に報告するとともに、事業の改善や次年度の予算への反映に努めることとしています。また、市民協働の手法も活用しながら、事業の着実な推進と実効性の確保を図ります。

## 4.地方分権と大都市制度について

### なぜ地方分権か？

一人ひとりの価値観が複雑・多様化している現代社会においては、今までのような中央集権型行政システムでは対応しきれなくなっています。

例えば、今日のような少子高齢社会では、地域に密着した育児支援サービスや介護サービスなどが求められています。このようなサービスは生活環境や地域の特性などに応じてさまざまな要望があり、全国的に同じということはありません。

地域のあり方は、地域に住む住民自身が、自分たちの意思と責任で決めていくことが必要となっています。そのために「地方分権」が重要なのです。

### 地方分権の推進に向けた取り組み

#### 地方分権推進一括法の制定

（第一次地方分権改革 平成7年～13年）

政府は平成7年に地方分権推進委員会を設置し、同11年7月に、いわゆる地方分権推進一括法（正式名「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」）を成立させ、475本に及ぶ法律を改正することで、大規模な制度改正を行いました。

地方分権一括法による改革は、地域のことは市民に最も身近な市で決定し、責任も負うという分権型社会への基本的な条件が整備されたという意味で大きな前進といえますが、なお、権限移譲に財源の移譲が伴っていないこと、権限の移譲が小規模に止まったこと、補助金制度を通じた国の関与の改善が少なかったなどの課題が残りました。

#### 国から地方への税源移譲

（三位一体の改革 平成14年～17年）

平成14年からは、第一次地方分権改革で残された課題のうち、「地方税財源制度の改正」に焦点をあてた検討が始まりました。この一連の検討は、①補助金制度の廃止・縮小、②それに見合った税財源の国から地方への移譲、③これらの影響を受ける地方交付税の見直しが目的であったため「三位一体の改革」と呼ばれています。

この改革により、国から地方へ約3兆円の税源移譲がなされたものの、国庫補助負担金については、負担率の引下げなど単なる地方への負担転嫁が目立ち、地方の自由度を増し、裁量権を拡大するという地方分権改革の理念からは程遠く、また、地方交付税の見直しでも、地方自治体の安定的な財政運営に影響がでるほどの大幅な削減が行われるなど、課題が残りました。

#### 地方分権改革推進法の制定

（第二次地方分権改革(1) 平成18年～21年）

第一次地方分権改革、三位一体の改革において残った課題の解決に向けて、平成18年12月に地方分権改革推進法が成立しました。この法律では、地方分権改革の推進について、その基本理念や国と地方双方の責務、施策の基本的な事項を規定し、国と地方の役割分担や国の関与のあり方について見直しを行って、これに応じた税源配分等の財政上の措置のあり方について検討を進めるとともに、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図っていくこととされました。

同法に基づき平成19年4月に設置された「地方分権改革推進委員会」で調査審議が行われ、内閣総理大臣に勧告（第1次～第4次）が行われましたが、同21年9月の政権交代により、地域主権改革として取り組んでいくこととなりました。

## 地域主権改革の推進

(地域主権改革 平成 21 年～24 年)

地域主権改革では、「地方分権改革推進委員会」の 4 つの勧告を基本にさらなる分権を進めるとされ、平成 22 年 6 月には政府としての今後の取組方針を明らかにした「地域主権戦略大綱」が閣議決定されました。

このような中で、平成 23 年度には、国が法令で地方自治体の仕事を縛る「義務付け・枠付け」の見直しや都道府県から市町村への権限移譲を進めるための法改正（いわゆる「第 1 次一括法」及び「第 2 次一括法」）が行われるなど、一定の進展がみられました。平成 24 年 11 月には、これまでの地域主権改革の取り組みを踏まえ、一層の推進を図る「地域主権推進大綱」が閣議決定されましたが、同 24 年 12 月の政権交代により、再び地方分権改革として取り組んでいくこととなりました。

## 再び地方分権改革へ

(第二次地方分権改革(2) 平成 24 年～)

政権交代後、更なる「義務付け・枠付け」の見直しや都道府県から市町村への権限移譲を進めるための法改正（いわゆる「第 3 次一括法」及び「第 4 次一括法」）が行われました。平成 26 年には、地方の発意に根ざした取り組みを推進することとし、委員会勧告に替わる新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が導入されました。この制度において認められた提案は、平成 27 年以降、現在に至るまで第 5 次から第 15 次までのいわゆる「一括法」により、権限の移譲や規制緩和など、改善が進められています。

## 大都市の役割と地方分権

政令指定都市は、昼夜を問わず人口が集中し、人の集散を伴う商業活動も活発であることから、高度医療施設や高等教育機関が集中するなど高次の都市機能が集積しており、それに伴う生活保護や待機児童対策など大都市特有の課題が存在しています。また、多くの行政分野で実質的に道府県と同程度の事務処理能力を有していることから、地域の問題解決に必要な事務権限について、他の市町村に先んじて国や道府県に対し権限と税財源の移譲を求めていくなど、地方分権に積極的に取り組む必要があります。

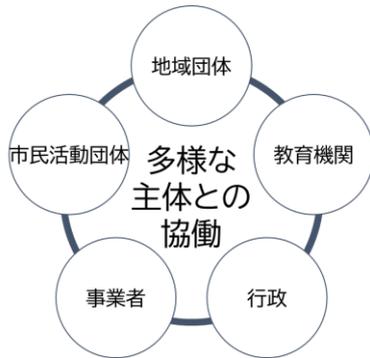
このため、全国 20 市の政令指定都市の市長で構成される「指定都市市長会」では、道府県と同等の事務権限・税財源を有し、地方が行うべき事務の全てを一元的に担う「特別市」の創設など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の実現を政府に要望しています。この実現により、大都市がより主体的に市民のニーズに即した市政運営を行うことができるようになります。

私たちが仕事を進めていくにあたって、地域のことは地域自らで決定し責任を負うという地方自治の本来の姿を念頭に、創造力を発揮し、与えられた権限を最大限に活用して、市民の活力を活かした行政運営を推進しながら、仙台市らしいまちづくりを進めていくことが大切です。

## 5.市民協働によるまちづくり

### 仙台市が目指す「協働」の姿

本市は、条例に定める理念のもと、多様な主体がそれぞれの力を生かし、連携・協力しながら課題解決の方法を創りあげていくことで、地域の力が高まり、また新しい地域力が生まれるという好循環を繰り返しながら、持続可能なまちづくりの実現を目指しています。



仙台市が目指すまちづくり

### 多様な主体と協働する職員の育成

協働によるまちづくりを進めるうえでは、市職員一人ひとりが、市民と共に考え、市民との信頼関係を築き、課題の解決に向け取り組み、実践に結びつける力を身につけていくことが求められています。

本市では、新規採用職員研修や係長研修、まちづくりに取り組む NPO や企業等へ職員を派遣する「NPO 留学」、先進事例を紹介する庁内研修等を通じ、協働人材の育成を進めています。



NPO 留学の報告会の様子

### 協働に取り組む背景とこれまでのあゆみ

仙台市には、古くから市民活動が盛んに行われてきた歴史があります。広瀬川をよみがえらせる浄化運動やスパイクタイヤを全廃に導いた運動、まちの活気をつくりだしている定禅寺ストリートジャズフェスティバルや光のページェントなど、個性と魅力のある仙台のまちが市民の力により創りあげられてきました。

このような市民による自主的な取り組みを支え、促進するために、本市は平成 11 年に「市民協働元年」を宣言し、同年 4 月に「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」を施行。さらに同年 6 月には、全国発の公設 NPO 営となる「仙台市市民活動サポートセンター」を設置しました。



仙台市市民活動サポートセンター

このような市民活動の積み重ねは、平成 23 年 3 月に起こった東日本大震災の復旧・復興における大きな力となりました。加えて、人口減少や少子高齢化の進展などにより本市を取り巻く環境は大きな転換期を迎え、多様な主体が連携・協力する、協働によるまちづくりをより一層進めていくことが求められました。

このような社会情勢の変化を受けて、本市は条例を全面改正し、平成 27 年 7 月に「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」を施行。その実施計画である「仙台市協働まちづくり推進プラン」の運用をとおして、協働によるまちづくりを推進しています。

## 協働を推進する主な施策

### 仙台市市民協働事業提案制度

地域団体、NPO、企業などまちづくりに関わる多様な主体から地域の課題解決や魅力の向上に資する事業の提案を募集し、採択された事業に最大300万円の負担金を交付。提案団体と市の担当課が協働し、互いの専門性やネットワークを活用しながら事業を進めます。

### ユースチャレンジ！コラボプロジェクト

(若者版・市民協働事業提案制度)

若者団体から身近なまちづくりに取り組む事業の提案を募集し、採択された事業に最大30万円の負担金を交付。若者団体と市の担当課が協働することにより、将来のまちづくりの担い手となる若者の主体的な取組みを後押しします。

### 地域づくりパートナープロジェクト推進助成

NPO、町内会、企業等が行う地域課題の調査検証や、複数の団体が連携・協働して行う地域課題の解決に資する取組み等に対して助成金を交付。地域課題の解決に向けた、多様な主体が協働するネットワークづくりを支援します。

### 仙台まちづくり若者ラボ

まちづくりに関心のある学生や若手社会人を募集。若者が「自分ごと」として関われるまちづくりのテーマをチーム単位で設定し、ワークショップとフィールドワークを行う実践的なプログラムにより、将来のまちづくりの担い手を発掘・育成します。



令和7年度ワークショップ

### 仙台市市民活動サポートセンター

個人や団体の活動を総合的に支援する施設として、活動・協働に関する相談、会議室等の貸し出し、セミナーやイベントの開催など様々な支援を提供。市職員からの事業相談も受け付けます。[所在地：青葉区一番町四丁目1-3]

### 協働の取り組み等の情報発信

#### 若者目線によるまちづくり情報の発信

若者自身が本市の若者施策や若者団体の活動取材し、民間の若者向けウェブサイトやSNS等を活用して情報発信しています。



SENDAI 0 to 1 PROJECT  
(センダイゼロイチプロジェクト)

#### Team マチカツ！

これからアクションを起こしたい人や活動に活かせる情報を集めたい人等に向けて、若者が仙台のまちで行う活動（＝マチカツ）を紹介しています。



Instagram



X (旧 Twitter)



Facebook

#### 協働ナビゲーションサイト「できるよ！仙台」

本市が実施する協働の取り組みや活動事例のほか、協働の考え方や進め方をまとめた「協働まちづくりの手引き」等を紹介しています。



ホームページ



X (旧 Twitter)

### 関連資料

- ・仙台市協働まちづくり推進プラン  
格納場所 | デスクネットキャビネット  
市民局 > 市民協働推進課 > 基本方針、プラン、実施報告

## 6.きめ細かな地域づくりの推進

### 地域に関する現状と課題

人口減少や少子高齢化の進行、価値観の多様化などを背景として、市民の生活様式が大きく変化し、地域コミュニティの希薄化が課題となっています。

地域コミュニティの中核として地域活動を担ってきた町内会においては、担い手不足や役員等の高齢化が進行しています。

### 取り組みの方向性

地域特性に応じた市民協働による地域づくりを進めていくための具体的な施策としては、①地域課題や地域づくりの理念を共有するための場（話し合いの機会）を多くの地域で設定すること、②地域活動を支える環境づくり（担い手の発掘・育成、活動拠点の整備など）を進めること、③地域課題解決を支援する事業を展開すること、④地域からの相談に応じて、情報提供や助言、関係機関への仲介を行うなどの日常的な支援を充実すること、が挙げられます。

### 地域づくりパートナープロジェクト

町内会をはじめとする各種団体など多様な主体が繋がり、またそれらと行政とが手を携え、互いに「パートナー」として連携の輪を広げながら、地域課題の解決を目指す一連の取り組みであり、既存事業と新規事業とを組み合わせ、令和3年度からスタートしています。

区役所・総合支所が中心となり、地域課題の把握・分析から解決策の検討、具体的な実践に至る様々な段階に応じた、地域へのアウトリーチ型・伴走型支援を行うとともに、市民局が、それらの取り組みに対する人的・資金的な支援や地域団体の担い手育成を行うなど、区と市民局が連携し、一体的な展開を図っています。

### 行政の支援体制の充実

こうした施策を推進する上で、市民に身近な区役所が中心的な役割を果たしており日頃から地域とのかかわりを深め、地域と共に課題解決を図るための体制づくりを進めています。

### 地域課題解決に向けた組織体制

地域の方々とともに地域課題の解決に向けたプロジェクト（「未来につなぐ地域力推進事業」等）に取り組むとともに、区役所と本庁各局間での情報共有や連携を図るために、区役所に「地域力推進担当」を配置し、総合支所に地域活性化の推進を担う組織を設置しています。また、令和4年度以降は海浜エリアや個別の地域などにおける活性化やにぎわい創出を目指して、各区役所に地域づくりを担当する部署が新設されるなど、きめ細やかな地域づくりに向けた体制強化を図っています。

地域のことを最も理解しているのは、そこに住む地域の方々です。社会環境の変化に伴い、以前に増して地域特性に応じた対応が求められている中、地域の核となる町内会をはじめとした地域団体と情報を共有しながら、地域と共に課題の解決に取り組んでいく必要があります。

（参考）町内会加入促進チラシ



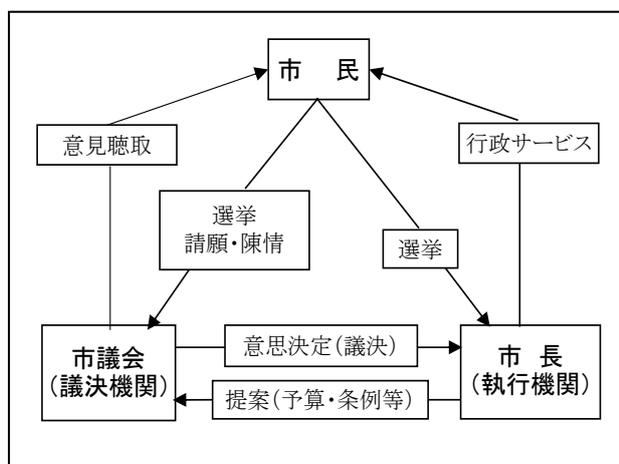
## 第 2 章 | 仙台市の組織

# 1.仙台市の組織

仙台市の組織は、市としての意思を決定する**議決機関**と、その決定された意思を実行する**執行機関**の2つに大きく分けられます。

議決機関とは**市議会**をいい、執行機関とは**市長と行政委員会**をいいます。

市議会と市長は、独立・対等の地位にあり、お互いにけん制しながらも、調和を保ちつつ、住民福祉の向上を目指して、市政運営を行うしくみになっています。



## 議決機関

市議会は、市民から直接選挙によって選出された議員で構成され、市民を代表して、予算や条例など市政の重要事項について審議し、市政の進むべき方向を決定しています。

## 定例会と臨時会

市議会には、定期的に年4回開催される**定例会**と、必要がある場合に特定の事件に限って臨時に招集される**臨時会**があります。

定例会	例年の招集時期	会期	備考
	2月	約1か月	新年度予算の審議
	6月	約2週間	
	9月	約1か月	前年度決算の認定
	12月	約2週間	

## 会派

市議会では、議員がおの個人の個人で活動するとともに、市政に関して同じような考えを持つ議員がそれぞれ集まりをつくって活動しています。これを**会派**と呼んでいます。

(令和7年10月1日現在) ※定数55名

会派	議員数(名)
自由民主党	13
公明党仙台市議団	9
市民フォーラム仙台	9
日本共産党仙台市議団	6
せんだい自民・参政の会	6
立憲民主党仙台	4
仙台維新	3
維新の会仙台市議団	2
心豊かな社会をつくる会	1
市民の会	1
自由民主党フォーラム	1
計	55

## 会議の種類

### 本会議

本会議は、議員全員で構成され、市議会の意思を決定する会議です。市議会に提出された議案や市議会としての意見表明などの可否は、最終的には、すべて本会議において決められます。

### 委員会

次の①～③の委員会は、広範多岐にわたる地方自治体の事務に合わせ、議会の審議を効率的に行うために設けられた合議制の機関です。また、議会の広報活動を行う機関として、④の広報委員会が設けられています。

#### ①常任委員会

常設の委員会で、本会議から付託された議案などを審査し、また、所管する事務について調査します。

(令和7年10月1日現在)

委員会名	定数	所管
総務財政委員会	11	危機管理局、総務局、まちづくり政策局、財政局、その他
市民教育委員会	11	市民局、消防局、教育委員会
健康福祉委員会	11	健康福祉局、こども若者局、市立病院
経済環境委員会	11	環境局、経済局、文化観光局、農業委員会、ガス局
都市整備建設委員会	11	都市整備局、建設局、水道局、交通局

### ②議会運営委員会

市議会の運営を円滑に行うために、議会運営全般について協議し、意見調整を図る場として条例により設置されています。定数は、11人と定められています。

### ③特別委員会

市議会が特にその必要があると認めた事件を審査・調査するために置かれます。本会議での議決によって設置される臨時的な機関で、その事件の審査・調査が終了すれば消滅します。

(令和7年10月1日現在)

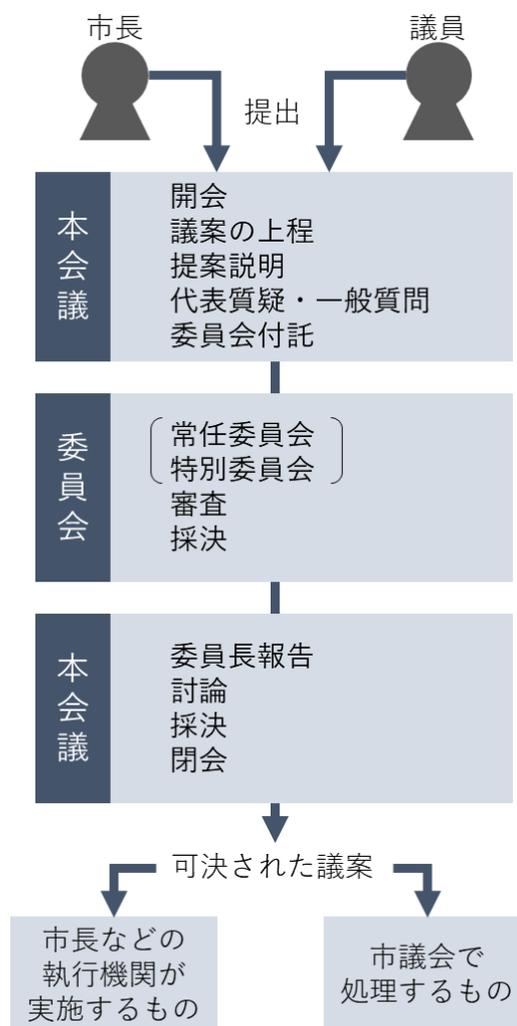
委員会名	定数	目的
防災環境都市調査特別委員会	11	東日本大震災の記憶を風化させない取組の推進と、多様な市民が主体となった地域防災力の向上及び災害に強い防災環境都市の実現を目的とする。
子育て環境充実調査特別委員会	11	少子化が進む中、次代の社会を担う子どもたちが健やかに育つことのできるよう、子育て環境の充実を図るとともに、いじめ防止及び子どもの権利に係る社会全体の意識の醸成の取組の推進を目的とする。
文化芸術・スポーツ振興調査特別委員会	11	文化芸術及びスポーツを通じた地域活力の創出や市民一人一人の生きがいがづくりなどに向けて、文化芸術及びスポーツ資源を活用した取組の推進を図ることを目的とする。
観光戦略調査特別委員会	11	国内外からの交流人口の拡大に向けた戦略的な観光施策を推進するとともに、地域への誇

		りと愛着を醸成し、都市の魅力と個性を発揮していくためのまちづくりに必要な諸施策の推進を目的とする。
未来の都市交通調査特別委員会	11	将来の人口動態や都市構造の変化、脱炭素社会に向けた取組の促進、自動運転等のデジタル技術の進展を踏まえ、誰もが安全・快適に移動できる持続的な都市交通の実現に向けた諸施策の推進を目的とする。
予算等審査特別委員会	全員	予算、決算を審査するために、必要のつど設置。(決算に関しては、議会選出の監査委員1人を除く。)
決算等審査特別委員会	54	

### ④広報委員会

市議会だより、庁舎などでの市議会本会議等のモニター中継やインターネット中継、ホームページなどの各種メディアを活用した議会広報を実施するために設置されています。

《議案の流れ》



## 執行機関

### 長

市長は市民によって直接選挙され、市を代表します。市長は、行政委員会とともに執行機関のひとつですが、他の執行機関を総合的に統一し、調整する権限を持っています。市長の権限に属する事務を処理するため、補助機関として副市長、会計管理者及び職員が置かれています。

地方公共団体の長が掌握する事務のうち、消防及び公営企業の組織及び運営については別に定められています。

### 消防

市町村の消防は、消防組織法により、条例に従い市町村長が管理し、消防本部、消防署、消防団を設けることになっています。本市では、法により消防本部の長である消防局長を市長が任命し、そのほかの消防職員は、市長の承認を得て消防局長が任命します。

### 地方公営企業

地方公共団体が、住民の福祉向上を目的として経営する企業は、地方公営企業法が適用され、本市で該当するのは、次の事業です。

事業	担当局
下水道事業（一部適用）	建設局
自動車運送事業 高速鉄道事業	交通局
水道事業	水道局
ガス事業	ガス局
病院事業	市立病院

地方公営企業の経営原則は、住民の福祉向上という公共性と、企業の合理的・能率的経営という経済性との均衡調和のうえに経営されなければならないということです。

地方公営企業には管理者を置き、管理者の権限に属する事務を処理させるため条例で必要な組織を設けることとされています。管理者は、市長によって任命される特別職の職員です。地方公営企業の経理は、特別会計を設け、原則として、独立採算制であり、企業会計にのっとりしています。

### 行政委員会

行政委員会は、行政の公正、中立、専門技術化を図るため、一定の範囲で長から独立した権限と責任を持ち、行政運営の適正な執行を図る合議制の機関です。

本市には、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会が置かれています。

### 附属機関

執行機関に附属する機関で、行政執行の前提として必要な調停、審査、審議又は調査などを行います。

職員定数（令和7年4月1日現在）

市長の事務部局（12局5区）	5,159人
議会事務局	33人
選挙管理委員会事務局	14人
監査事務局	24人
教育委員会の事務部局及び教育機関	6,291人
人事委員会事務局	17人
農業委員会事務局	13人
消防局	1,116人
水道局	412人
交通局	808人
ガス局	330人
市立病院	880人
合計	15,097人

# 市役所の組織（令和7年4月1日現在）

## ■執行機関

市長	危機管理監	危機管理局	危機管理及び防災に関する事項	
	副市長	総務局	秘書に関する事項/広報に関する事項/議会及び市の行政一般に関する事項/職員の人事及び給与に関する事項/他の主管に属しない事項	
		まちづくり政策局	重要施策の総合的企画及び調整並びに統計に関する事項/震災復興施策の調整に関する事項/情報化の推進に関する事項	
		財政局	予算、税その他財務に関する事項/用地に関する事項	
		市民局	区政及び市民生活に関する事項/市民協働の推進に関する事項	
		健康福祉局	社会福祉及び社会保障に関する事項/保健衛生に関する事項	
		こども若者局	こども及び若者に係る保健福祉及び健全育成に関する事項	
		環境局	環境保全及び公害防止に関する事項/廃棄物の処理及び清掃に関する事項	
		経済局	商業及び工業の振興に関する事項/農林水産業の振興に関する事項	
		文化観光局	国際交流に関する事項/観光に関する事項/文化及びスポーツの振興に関する事項	
		都市整備局	都市計画に関する事項/土地区画整理及び市街地再開発に関する事項/住宅、建築及び営繕に関する事項	
		建設局	道路に関する事項/緑地及び公園に関する事項/下水道及び河川に関する事項	
		区役所	区行政に関する事項	
		消防局	消防に関する事項	
		管理者	水道局	水道事業に関する事項
			交通局	自動車運送事業に関する事項/高速鉄道事業（南北線、東西線）に関する事項
			ガス局	ガス事業に関する事項
		会計管理者	市立病院	病院の経営に関する事項
			会計室	会計事務に関する事項
行政委員会	教育委員会	事務局	学校その他の教育機関の管理に関する事項/学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材及び教育職員に関する事項/社会教育その他教育、学術及び文化に関する事項	
	選挙管理委員会	事務局	選挙に関する事項	
	区選挙管理委員会	事務局	選挙に関する事項	
	人事委員会	事務局	人事行政に関する事項/給与、勤務時間その他職員に関する制度の調査、報告及び勧告に関する事項/職員の競争試験及び選考に関する事項/職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分等の審査等に関する事項	
	監査委員	事務局	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査に関する事項	
	農業委員会	事務局	農地等の利用関係の調整、その他農地に関する事項/農業経営の安定等に関する事項	
	固定資産評価審査委員会		固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定	
	議決機関	議会	事務局	議会の処務に関する事項

# 区役所の組織（令和7年4月1日現在）

区民部	泉中央活性化推進室 ※1	泉中央地区活性化に係る企画、調整及び推進 / 泉区役所庁舎の整備
	総務課	区役所・部内事務の連絡調整 / 区役所の事務事業の総合調整 / 区の施策の企画調査 / 広報 / 庁舎・自動車管理 / 文書管理 / 予算・決算の総括 / 契約 / 統計調査
	戸籍住民課	住民基本台帳 / 印鑑登録 / 転入学児童生徒に対する学校の指定 / 戸籍 / 特別永住事務 / 埋葬、火葬及び改葬の許可 / 人口動態調査
	税務会計課	市税及び個人県民税に係る証明 / 支出負担行為の確認 / 支出命令等の審査 / 公金の支払い及び収納 / 原動機付自転車等の標識の交付 / 自動車の臨時運行許可 / 固定資産課税台帳の閲覧
まちづくり推進部	海浜エリア活性化企画室 ※2	海浜エリア活性化に係る調査、企画及び調整
	長町地域活性化推進室 ※3	長町地域活性化に係る企画、調整及び推進
	まちづくり推進課	地域の関係団体・機関との連絡調整 / 地域施設の管理 / 地域文化・地域スポーツの振興 / 自治組織・自治活動の振興 / 住居表示等の証明 / 区民協働まちづくり事業に係る総合調整 / 地域づくり活動 / 市民活動補償制度
	区民生活課	災害対策 / 鳥獣保護管理 / 広聴 / 市民相談 / 防犯 / 空家等の適切な管理 / 交通安全対策 / 交通指導隊
	区中央市民センター	学習情報提供・学習相談事業 / 地域社会教育推進事業 / 区内市民センター事業の企画運営に関する支援 / 区内市民センターの管理
保健所支部	管理課	センター内事務の連絡調整 / 地域保健の推進 / 地域福祉の推進 / 社会福祉統計 / 民生委員 / 健康危機管理 / 結核・エイズ等感染症対策 / 戦傷病者、戦没者遺族等の援護
	家庭健康課	子供家庭総合相談 / 児童・ひとり親家庭の福祉 / 母子保健 / 健康増進 / 健康診査
	保育給付課	児童手当 / 児童扶養手当 / 子ども、母子・父子家庭に対する医療費の助成 / 保育施設等の利用調整
保健福祉センター	障害高齢課	高齢者・障害者総合相談 / 高齢者・障害者の保健福祉 / 精神保健福祉 / 難病対策 / 心身障害者に対する医療費の助成
	介護保険課	介護保険
福祉事務所	保護課 ※4	生活保護 / 生活困窮者の自立支援 / 生計の途がなく、かつ、一定の居住を持たない者で、野外において生活しているもの、行旅病人及び行旅死亡人 / 保護世帯等緊急援護資金の貸付け
	保険年金課	国民健康保険 / 国民年金 / 後期高齢者医療
	衛生課	食品衛生 / 生活衛生
建設部	公園課	部内事務の連絡調整 / 公園緑地の境界確認 / 公園施設の設置・管理許可 / 公園の占用・行為の許可 / 公共物の管理 / 都市公園（住区基幹公園等）の整備 / 公園緑地等の改良・維持管理 / 公共施設の緑化 / 公園緑地の違法占用物件・不法投棄物の撤去
	道路課	道路（国道・県道・街路事業の市道を除く）及び橋梁の新設改築・維持修繕・災害復旧 / 交通安全施設等の整備 / 道路の応急補修 / 道路の違法占用物件・不法投棄物の撤去 / 私道、街路灯の整備補助 / 道路の境界確認 / 道路占用の許可 / 放置自転車対策
	街並み形成課	建築物の確認・検査 / 建築物の指導・規制 / 既存建築物の耐震診断・改修促進 / 建築物の福祉整備の指導等 / 街並みづくりの調査・支援 / 屋外広告物の許可 / 落書き防止対策

※1：泉区に限る。

※2：宮城野区及び若林区に限る。

※3：太白区に限る。

※4：青葉区及び太白区においては、保護第一課及び保護第二課。

【その他の区の組織】

○青葉区：宮城総合支所

○太白区：秋保総合支所

# 危機管理局

## 危機管理局の業務と職員

危機管理局は、地震や津波、豪雨等の自然災害、弾道ミサイル等による武力攻撃災害、新型コロナウイルス感染症のような影響力の強い感染症など、多数の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのある事態に対応するための庁内の総合調整を担当しています。

また、平時から、防災・減災の取り組みも進めており、計画やマニュアルの作成、総合防災訓練をはじめとする各種訓練の実施、イベント開催による普及啓発活動などを行っています。

職員は、事務・技術職員のほか、消防職員も在籍しています。

そのほか主な業務は以下のとおりです。

### 災害対策

- ・ 災害発生時における災害対策本部の運営
- ・ 防災無線や災害備蓄物資等の整備・維持管理

### 多様な危機事態への対応

- ・ 武力攻撃、大規模テロ、感染症など多様な危機事態に対する対策の立案と実施

### 防災知識の普及・啓発

- ・ ハザードマップや SNS 等を活用した市民への情報発信
- ・ 自主防災組織の活動支援

## 危機管理局の役割

近年では、令和 6 年能登半島地震、全国各地で発生する豪雨災害、新型コロナウイルスのような未知の感染症発生など、危機事象の多様化・頻発化が進展しており、市民の生命、身体、財産等を守るために、迅速かつ的確な対応が求められます。新しい知見や経験等を踏まえそれぞれの対策をアップデートしていくとともに、研

修や訓練を通じた職員の意識向上、地域の防災上の課題解決支援なども行い、仙台市全体の危機対応力向上を目標としています。

## 今年度の重点取組事項

### 津波避難対策の推進

- ・ 市内全域の津波浸水想定区域について、最新の知見等も活用しながら、避難に関する時間等を検証し、避難行動や津波避難施設の確保に関する考え方を整理する。
- ・ 津波避難の丘2か所において、備蓄物資を保管するための、備蓄倉庫を整備する。

### 災害の激甚化に対応する避難支援体制の確立

- ・ 指定避難所の生活環境改善の一環として、マンホールトイレの整備を進める。
- ・ 障害者など災害時に自ら避難することが難しく支援を必要とする避難行動要支援者について、市職員のほか、新たに居宅介護支援事業所等の協力を得て個別避難計画作成を推進する。

### 新たな技術・知見を取り入れた防災力の強化

- ・ 災害情報センターについて、市役所本庁舎の建て替えに合わせ、設備・機器類の更新や、最新の防災情報システムの導入整備等の機能強化を図る。
- ・ 令和 8 年度出水期から新たな防災気象情報の運用が開始されることなどに伴い、最新の情報に基づくハザードマップを作成し、市内全戸配布を行う。
- ・ 長町-利府線断層帯地震等により想定される被害の軽減を図るため、電気火災の防止に向けた感震ブレーカーの設置促進支援や、産学官金民連携によるイノベーション創出促進などに取り組む。

## 総務局

### 総務局の業務と職員

総務局は、市役所業務の総合調整を担い、仙台市の組織や各局の事業を支えています。各局区には、主管課という局の業務を取りまとめる課がありますが、総務局は各局区全体を取りまとめる業務や、職員全体に関わってくる業務が多いので、「仙台市の主管課」といえるかもしれません。基本的には事務職の職員が配属されます。

総務局の機能は、大きく次の4つに分けられます。

- ・ 市長・副市長の秘書業務
- ・ 市の広報に関する業務
- ・ 議会や文書事務、コンプライアンスの推進など、市政運営の基盤となる制度・機能の整備・提供
- ・ 職員の人事・労務管理を支える制度の整備・提供

### 総務局の役割

総務局の役割は、仙台市の施策をスムーズに実現するため、各局区間の調整を積極的に行うとともに、様々な広報手段により、市民の方にわかりやすく市の取り組みを伝えることです。

さらに、事務事業の見直しや業務改革を通して、職員の意識向上と効率的な組織運営を推進し、ニーズに合った市民サービスの継続的な提供のほか、市役所の組織全体が協力し、情報共有が円滑に行える風通しの良い職場環境の実現を目標としています。

### 今年度の重点取組事項

総務局では、職員の働きやすい環境づくりや業務のやりがいの向上、職員のさらなる人材育成に重点的に取り組み、働き方の改革を進めま

す。また、より市民に伝わりやすい広報が行えるよう、高い専門性と実務経験を有する民間事業者等の知見を取り入れ、情報発信力の強化を図ります。

#### カスタマーハラスメント対策

カスタマーハラスメントから職員を守るため、研修の実施や各区役所等の電話へ通話録音機導入、弁護士等へ相談できる窓口の設置を進めます。

#### 窓口開庁時間の短縮

窓口の事前準備や事後処理に係る超過勤務を削減するとともに、質の高い市民サービスを提供するため、窓口開庁時間の短縮を進めます。

#### 情報発信力の強化

各種広報媒体を効果的に活用し市政情報の発信を行うとともに、特に重要とされる施策等については、庁内連携のもと民間の知見も取り入れながら、計画的な広報に取り組みます。

また、全庁的な発信力の強化に向け、研修等を通じて職員一人ひとりの広報スキルの向上を図ります。

#### 人材育成の推進

職員の人材育成推進計画の第2期計画に基づいた研修プログラムを実施していきます。DXの推進に関連する研修の実施やオンライン動画サービスの利用、公的資格試験の援助等による職員の主体的な能力開発支援を通して、職員のチャレンジを支援していきます。

また、職員のやりがい向上のため、エンゲージメント調査による実態把握と調査結果に基づく効果的な施策を推進するとともに、組織の枠を超えた課題解決・人材育成に係る取組の視察旅費支援等により、職員の成長を後押しします。

## まちづくり政策局

### まちづくり政策局の業務と職員

まちづくり政策局では、未来へ向けたまちづくりを推進するため、市の重要施策に関する総合的な企画立案・調整・事業推進を行っています。職員の職種としては、事務職員が大半を占めますが、土木職や電気職などの技術職員もあり、専門性を活かした業務に携わっています。

また、令和7年度から情報職が新設され、市の情報化の推進に関する業務に携わっています。まちづくり政策局の業務内容は主に次の3つに分けられます。

#### 重要施策の総合的企画、調整、統計

総合計画、地方分権、重要施策の総合調整、広域行政、調査・統計、国家戦略特区、民間企業等との連携、ダイバーシティ推進 等

#### 震災復興施策の調整

防災環境都市づくり、震災メモリアル 等

#### 情報化の推進

デジタル化、情報セキュリティ対策、オープンデータ、情報システムの運用管理 等

### まちづくり政策局の役割

まちづくり政策局では、以下のミッションを掲げています。

- 少子高齢化・人口減少社会において都市活力を維持していくための、中長期的な視点に基づいた総合計画の進行や各種プロジェクトの推進
- 防災環境都市ブランドの確立と震災の記憶・教訓の発信
- 市民サービスの充実や地域経済の活性化に向けた「行政のデジタル化」・「まちのデジタル化」の推進

### 今年度の重点取組事項

#### ダイバーシティ推進

「仙台市ダイバーシティ推進指針」に基づき、多様性への理解促進に向けた職員研修や、市民啓発イベントを開催する。また、外国人住民と地域との交流事業や産学官連携による取り組みを行い、仙台らしいダイバーシティまちづくりを進める。

#### 産学官協働プロジェクト

国家戦略特区制度や仙台市×東北大学スマートフロンティア協議会を活用し、大学や事業者との産学官連携を進め、規制改革や先端的サービスの実現を目指す。

#### 防災環境都市推進・震災メモリアル

「防災環境都市・仙台」の発信を継続するとともに、ステークホルダーの育成、防災関係国際会議の誘致、令和9年仙台開催の「アジア太平洋防災閣僚級会議（APMCDRR）」に向けた準備を行う。また、「せんだい3.11メモリアル交流館」、「震災遺構仙台市立荒浜小学校」の運営や、東日本大震災の職員証言資料の再構成の実施により、震災の記憶・教訓の啓発強化に取り組む。

#### 「Full Digital」の市役所の基盤整備

令和6年度から令和8年度までを集中改革期間に位置付け、オンライン手続きの拡充、業務・職場のデジタルシフト、データ利活用の推進、誰にでも優しいデジタル化、DX（※1）人材の確保・育成等を進める。また、業務改革（BPR（※2））とデジタル化を一体的に推進する。

※1 Digital Transformation の略。制度や組織等を新技術にあわせて変革し、課題の解決や社会経済活動の発展を促すこと。

※2 Business Process Re-engineering の略。業務内容や業務プロセスを分析し、最適になるように再構築すること

# 財政局

## 財政局の業務と職員

財政局は、市役所全体の予算の総括や、入札・契約手続きの円滑な実施、公正かつ適正な検査事務の遂行を担っています。

また、市税の適正・公正な課税を行うとともに、収納事務を適正に執行することにより、収入率の向上に努めています。

庁舎や車両、その他市役所が保有する財産の適正な管理と維持保全、事業を実施するために必要な用地の取得などを行う局でもあります。

基本的には事務職の職員が配属されますが、専門的な知識を必要とする部署においては、技術職の職員が配属されます。

財政局の機能は、大きく次の3つに分けられます。

- ・ 予算の総括・契約・検査などの財務事務に関する業務
- ・ 市税に関する業務
- ・ 市役所の財産管理に関する業務

## 財政局の役割

財政局の役割は、市税の適正・公平な課税及び徴収、債権管理の適正化、市が保有する財産の有効活用や適正な管理を行うとともに、中長期的な視点での財政運営、不断の事務事業の見直しなどにより、将来にわたり持続可能な財政基盤を構築することです。

そのため、社会情勢の変化に伴う財政需要の拡大や多様化・複雑化する行政課題に対応し、柔軟かつ機動的に庁内外の調整を図ることとしています。

## 今年度の重点取組事項

### 新本庁舎整備の推進

老朽化や分散等の課題を解消し、機能強化を図るため、まちづくり・賑わい・協働、災害対応・危機管理、利便性、持続可能性・環境配慮の4つの基本整備方針に基づき、新本庁舎の整備を推進します。

今年度は第1期工事を進めるとともに、民間活力の導入を予定する低層部の運営事業者を選定します。また、事業の進捗について各種媒体を活用した情報発信等を推進します。

### 宿泊税納税環境の整備

令和8年1月に導入した宿泊税について、特別徴収義務者である宿泊事業者に対する交付金の支給など、宿泊税に関する納税環境の整備を推進します。

### 業務のDX推進、安全管理

一部の工事請負契約を対象とした電子契約の試行運用を実施します。滞納処分に係る生命保険照会を電子化し、調査件数の拡大と市税収入の確保を目指します。

また、共用車ヘドライブレコーダー等を設置し、安全管理を推進します

### 多様な財源創出の取組推進

宝くじ・広告事業・ネーミングライツや未使用資産の収益化等の事業について、創意工夫を図りながら着実な財源確保の取組を進めています。また、ふるさと応援寄附の業務体制の強化を図るとともに、ポータルサイトの追加や返礼品の拡充に取り組んでいます。

## 市民局

### 市民局の業務と職員

市民局では、区行政や市民協働の推進、市民生活の安全安心の確保など、市民の暮らしに関わる重要な業務を所管しており、局内の多くの業務において、区役所と連携して取り組んでいます。

市民局の機能は、大きく次の4つに分けられます。

- ・区役所に係る総合的な企画や調整など
- ・戸籍・住民基本台帳に関する事務、広聴に関する事務の統括など
- ・市民協働によるまちづくり、男女共同参画の推進、町内会支援や地域施設整備等の地域政策に係る企画や調整など
- ・防犯・交通安全対策に係る総括、消費生活に係る相談や啓発など

### 市民局の役割

市民局の役割は、多様な主体が尊厳を保ちつつ活躍できる地域社会の実現や、市民の安全安心な暮らしを確保することです。

そのために、多様な活動を展開する地域団体や関係機関、民間企業との連携を深めることにより、ダイバーシティの視点に立った各種施策の展開を加速するとともに、防犯や交通安全、良好な居住環境の確保など、安全安心の向上に資する各種の施策を、市民協働の手法を用いながら着実に推進しています。

また、市民サービスの向上や円滑な区役所運営に向けて、区役所窓口のデジタル化を積極的に推進していくとともに、区役所との連携を緊密にして各種事業に取り組んでいます。

### 今年度の重点取組事項

#### 区・総合支所における窓口 DX 推進等

転入時等における複数窓口での申請書への氏名・住所等の記入を不要とする「窓口システム」を区・総合支所へ導入する等、デジタル技術を用いた窓口業務の改善（BPR）を通じて窓口 DX を推進します。

#### 仙台若者未来フォーラムの開催

まちづくりに関心のある若者が他の若者や他世代など多様な主体と交流し、新たな協働を生み出す場として、ステージ発表やブース出展等によるイベントを開催します。

#### 町内会デジタル化推進事業

町内会におけるデジタル技術の活用による運営の効率化、課題解決を推進するため、町内会に専門家を派遣し、伴走型支援を行うとともに、参加団体による事例発表会を実施します。

#### 客引き対策

市内中心部における居酒屋や風俗営業等の客引き行為者を減少させるため、条例に基づく取締りを実施するとともに、地元町内会や宮城県警察等と協力してパトロール等を行います。

#### 自転車ルール等の周知・啓発

自転車を取り巻く環境の変化に対応し、より一層の周知・啓発を図るため、若者が目にする機会の多い YouTube バンパー広告を活用して、幅広く自転車のルール等を周知します。

## 健康福祉局

### 健康福祉局の業務と職員

健康福祉局は、社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事務を所管し、大きく6つの部相当の組織で、以下の業務を担っています。

#### ①地域福祉部

地域福祉の推進や生活保護に関すること等

#### ②障害福祉部

障害のある方に関すること等

#### ③保険高齢部

高齢者に関すること、介護予防・介護保険、国民健康保険や年金事業等

#### ④保健衛生部

健康増進、地域の保健や医療、動物愛護に関すること等

#### ⑤保健所

疾病の予防や感染症対策、医療機関、食品や生活衛生に関すること等

#### ⑥衛生研究所

感染症に係る細菌・ウイルスの検査・調査研究、水質・食品・大気等の検査・調査研究等

健康福祉局は業務の幅が広く、様々な職種の職員（事務、心理、保健師、医師、獣医師、衛生、化学、保育士、福祉職など）が配置されていることも特徴の一つです。

### 健康福祉局の役割

健康福祉局の役割は、各事業の実施を通して、生活困窮者や障害のある方、高齢者等すべての人が安心して生活を送ることができるまちづくりを進めることです。

感染症などの健康危機への対策を推進するとともに、市民の皆さまが地域で安心して医療や介護サービスを受けられる仕組みづくりや、大規模災害や感染症の影響により不安を抱える方の心のケアを含めた健康づくりのための事業等を実施しています。

### 今年度の重点取組事項

「誰もが輝き活躍するせんだい」を目指し、各種事業に取り組みます。

#### 社会参加・生きがいくくり、ケアラー支援

障害者、高齢者、ケアラーなどの多様な主体の社会参加、活躍を後押し

障害者アートを通じた社会参加や活躍を促進する事業の実施、ひきこもり者の居場所づくりなどの支援拡充、認知症の人と家族とともに推進する共生社会づくりの強化のほか、「(仮称)ケアラー支援条例」制定に向けた検討、医ケア・重症心身障害児者支援の強化などを行います。

#### 担い手の確保

福祉の担い手を広げ、関係者間の連携を強化

外国人も含めた介護人材の確保や、障害福祉分野の人材確保・定着に取り組みます。

#### 早期の疾病・介護予防

健康寿命の延伸、若年期からの健康づくり

難聴高齢者補聴器購入費助成、敬老乗車証の対象交通機関拡大や生活習慣病予防を行います。

#### 安全・安心の確保

医療や感染症危機への備えなど、命を守る体制づくり

将来を見据えた医療提供体制の調査検討、こどもの自殺予防の取組、感染症情報発信サイトの構築を行います。

#### 保健福祉の基盤づくり

受け皿や包括的な相談体制の充実

終活支援の推進、医ケア・重症心身障害児者の共同生活同居等の整備促進、就学前療育支援体制のあり方検討を行います。

## こども若者局

### こども若者局の業務と職員

こども若者局は、結婚・妊娠・出産・子育てなどのライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、こども・若者を取り巻く状況の変化に対応した施策を推進しています。

また、「のびすく」（5か所）、市立保育所（31か所）、児童館・児童センター等（113か所）の管理・運営を行っているほか、幼児教育・保育施設の整備や運営に対する支援、児童養護施設などへの支援にも取り組んでいます。

児童相談所では、こどもの権利を守るため、相談対応や一時保護などを行い、こどもや家庭が抱えるさまざまな問題の解決に努めています。

こども若者局には、事業の企画立案や制度運用などを行う事務職のほか、専門性の高い業務に対応するため、保育士や栄養士、保健師、福祉職、心理職など多様な職種の職員が配属されます。

### こども若者局の役割

こども・若者の最善の利益の実現に向けた施策を推進しながら、こども・若者の成長を支える取組の充実と安全・安心な環境の確保を図り、自分らしい暮らしの実現とライフステージに応じた切れ目のない支援の充実に取り組むとともに、地域社会全体でこどもの育ちと子育てを応援していく環境づくりを着実に進めることが、こども若者局のミッションです。

関係部局との連携・協働はもちろん、地域や企業、仙台こども財団など多様な主体と緊密な連携を図り、「こどもが輝く仙台」の実現に向け、局全体で施策を推進しています。

### 今年度の重点取組事項

「こどもが輝く仙台」を実現するため、ライ

フステージごとのニーズに応じた切れ目のない支援のさらなる充実を図るとともに、こども・若者が自分らしく、安全・安心に成長できるよう、取組を進めます。

### こども・若者の最善の利益の実現に向けた施策の推進

社会全体でこどもたちをいじめから守るという意識の醸成を図るための取組のほか、ヤングケアラーの実態把握及び支援、こどもの権利に関する意識啓発などを行います。

### こども・若者の成長を支える取組の充実と安全・安心な環境の確保

屋内遊び場の整備に向けた設計や遊び場展開事業など遊びの環境の充実への取組、こどもの体験格差是正のためのバウチャー事業実施に向けたシステム構築や周知広報、こどもが安心して過ごせる居場所づくり支援などを進めます。

### 自分らしい暮らしの実現とライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

医療費助成の対象年齢の拡大と一部負担金の廃止や、第2子以降の保育料無償化などにより、子育て家庭の経済的負担を軽減します。また、若い世代を対象とした結婚に向けた経済的不安を軽減する取組など、若者がライフプランを描き、実現するための支援を行います。

### 地域社会全体でこどもの育ちと子育てを応援していく環境づくり

「のびすく仙台」の移転拡充のほか、仙台こども財団において、こどもが主体的に参画できる機会や多世代がつながる居場所を増やす取組を進めます。また、妊産婦が安心して生活できる居場所の提供や相談支援などを行います。

# 環境局

## 環境局の業務と職員

環境局では、杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）で掲げる環境都市像「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」の実現に向け、環境保全、脱炭素化、生物多様性の確保、廃棄物の適正処理・リサイクルなど、各般の環境施策を推進しており、事務、機械、電気、土木、建築、化学、衛生、造園、技能と、多様な職種の職員が協力し合いながら業務を進めています。

## 環境局の役割

脱炭素や資源循環等の世界的な課題から、日常のごみ処理、野生鳥獣対策等の身近なものまで、本市が直面している環境課題は多岐に渡ります。市民、事業者、大学等と積極的に連携・協働を図りながら、社会・経済・家庭等のあらゆる場面における、環境配慮の取り組みを強力に浸透させていくことが、環境局の役割です。

## 今年度の重点取組事項

### 脱炭素都市づくり

**新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度**

制度導入に向け、事業者・市民への周知、市民会議の開催、該当建築物への補助を行う。

**脱炭素先行地域づくり**

対象エリアの既存住宅への太陽光発電等の導入や既存ビルの省エネ・ZEB改修等を推進する。

**事業者の脱炭素経営の推進**

省エネ設備等の導入やビル等の断熱化を促進するなど、地域企業の脱炭素化支援を実施する。

**家庭における脱炭素化の推進**

高断熱住宅や再エネ設備、省エネ設備等へ等

への補助を実施し、家庭の脱炭素化を支援する。

### 資源循環都市づくり

**循環経済移行推進に向けた実証事業**

粗大ごみプラスチック製品のリサイクル実施に向けた収集運搬・処理方法の検討を進める。

**家庭ごみ・プラ資源収集運搬 DX 事業**

デジタル技術を活用した収集運搬ルート最適化に取り組み、収集運搬の持続可能性を高める。

**定禅寺通等食品リサイクル推進モデル事業**

飲食店から排出される食品廃棄物のリサイクルを推進するモデル事業を、参加店舗を拡大して実施する。

**今泉工場建替事業**

老朽化した今泉工場の建て替えを行うこととし、令和14年度の新工場稼働を目標に工事発注に向けた準備を進める。

### 自然共生都市づくり

**生物多様性保全の推進**

多様な主体の協働によるネイチャーポジティブの推進、情報発信等を行う。

**野生鳥獣対策**

ツキノワグマを始めとする野生鳥獣による被害を防止するための対策を実施する。

### 行動する人づくり

**杜の都スタイル普及拡大**

仙台らしい環境にやさしい行動「杜の都スタイル」の発掘・発信を強化し、取り組みの水平展開を図る。

## 経済局

### 経済局の業務と職員

経済局は、商工・農林水産業の振興や中央卸売市場の管理等を通じて地域経済を下支えするとともに、スタートアップ支援や国内外企業の誘致等による産業集積、ICT 関連先端技術の事業化支援等、成長産業の支援にも注力しています。幅広い分野を所管するため、事務職のほか、農業職、土木職等の職員が配属されています。

経済局は 4 つの部で構成され、各部の連携の下、市内外をフィールドに各般の業務に取り組んでいます。

#### 【産業政策部】

産業振興の総合的な企画調整、中小企業支援、商店街振興、UIJ ターン促進等

#### 【イノベーション推進部】

リサーチコンプレックス形成、成長産業支援、企業誘致、スタートアップ支援

#### 【農林部】

農林水産業・畜産業振興、六次産業化（農食ビジネス）、農業関係公共物の維持管理・改良

#### 【中央卸売市場】

中央卸売市場・花き市場・食肉市場運営の企画管理・指導監督、中央卸売市場再整備

### 経済局の役割

経済局の役割は、仙台・東北に暮らす人々が豊かさや幸福を実感できる未来を作るため、都市と自然の調和した地域特性や学都の強みを生かし、仙台を「稼げる」都市にすることです。

社会情勢が不確実性を増す中でも、地域経済の活性化に資するよう、企業活動による社会課題解決を進めるとともに、魅力的な働く場の創出や持続可能な農林水産業の確立などを通じ、仙台・東北に暮らす人々が自分らしく生き生きとチャレンジし続けられる環境の構築を目指しています。

### 今年度の重点取組事項

経済施策の方針『仙台経済COMPASS』のもと、地域経済の持続的成長につながる様々な取り組みを実施します。

また、所管施設の 1 つである中央卸売市場の再整備に向けた取り組みを行います。

#### 地元企業の成長促進

地域経済を牽引する中小企業の輩出に向けた集中支援に加え、中小企業等での大学低学年生の長期有償就業体験の実施や外国人材の活躍推進、30 歳前後の首都圏在住・東北出身者を中心とした UIJ ターンの促進等により、地元企業の競争力強化や人材確保を支援し、成長を後押しします。

#### イノベーションの創出

次世代放射光施設「ナノテラス」を核とした研究開発機関の集積や国内外の企業の誘致、主に若者を中心とする起業・海外展開等のスタートアップ支援環境の充実を通じて、イノベーションの創出を推進します。

#### 持続可能な農業推進

農業を魅力的な「稼げる」産業とし、持続可能性を高めるため、東日本大震災後の再整備が完了した東部地区等において、モデル農場での新技術の効果検証やスマート農業機械導入支援、産学官連携による営農組織の生産性向上・商品開発等を実施します。

#### 中央卸売市場の再整備

令和 7 年度策定の「仙台市中央卸売市場再整備基本計画」に基づき、令和 12 年度の再整備着手に向け、市場関係者の意見を聴取しながら基本設計を行います。

# 文化観光局

## 文化観光局の業務と職員

文化観光局は、観光の部署だけでなく局内のすべての部署が連携して賑わいの創出や交流人口の拡大に資する事業を推進し、相乗効果を生み出しながら、本市の地域経済の活性化に取り組んでいます。文化観光局の機能は、大きく次の3つに分けられます。

- ・国際交流や姉妹都市等に関する業務
- ・観光客の誘致や、インバウンド及び MICE※の推進、東北地方の連携推進に関する業務
- ・文化及びスポーツの振興や、音楽ホール等の複合施設の整備に関する業務

なお、職員の多くは事務職の職員ですが、スポーツ施設等の公共施設の整備や管理業務においては、技術職の職員も配属されています。

※会議やイベント等、多くの集客が見込めるイベントの総称

## 文化観光局の役割

文化観光局の役割は、市民や来街者にとっての「楽しさ」を実現することを通して、賑わいの創出や交流人口の拡大を図り、市民生活を向上させることです。

ミッションの達成に向け、職員一人ひとりが前向きな意識を持って業務に取り組むとともに、長期的な視点や世界的な視野が必要な各種計画の策定や重要プロジェクトの遂行においては、担当部署だけでなく庁内や関係者とのつながりを大切に、広く柔軟な発想のもとで業務に取り組むことを目標としています。

## 今年度の重点取り組み事項

### 外国人が暮らしやすいまちづくりの推進

留学や就労目的で滞在する外国人住民の増加が見込まれることから、仙台多文化共生センターを核とした外国人住民等への支援の拡充を図

ります。

### 東北地方の連携推進

東北全体の発展に向けて、東北の各自治体や関係団体等との連携を強化し、東北の交流人口の拡大及び地域経済活性化を図ります。

### 交流人口拡大に向けた観光施策の推進

仙台市観光戦略 2027 に基づき、青葉山や秋保大滝の魅力向上、まつりや大規模イベントの開催支援、漫画・アニメの活用や夜景観光の推進による誘客促進に加え、観光客の受入環境整備等、交流人口拡大に向けた施策を展開します。

### インバウンド・MICE の推進

外国人観光客のさらなる誘客を図るため、効果的なプロモーションや受入環境の整備を行うとともに、MICE の開催に伴う交流人口の拡大や市内経済への波及効果の拡大を目指します。

### 国際スポーツイベント等の開催

全国・国際規模のスポーツ大会等を誘致・開催し、市民がスポーツに親しむ機会をつくとともに、大会を通じた交流人口の拡大により地域経済の活性化を図ります。

### 文化芸術によるまちの魅力づくり

「楽都」「劇都」の推進や市民の文化芸術活動への支援をはじめ、学校や未就学児施設でのアウトリーチ事業、アートによる定禅寺通エリアの魅力創出等に取り組めます。

### 国際センター駅北地区への複合施設の整備推進

音楽ホールと中心部震災メモリアル拠点の複合施設整備に向け、設計を進めるとともに、管理運営の細目検討や機運醸成等を目的とした先行事業等を行います。

## 都市整備局

### 都市整備局の業務と職員

都市整備局は、仙台市の都市づくりの中核を担っており、都市計画において本市の都市構造の方向性を示しながら、市街地開発や景観、交通、住宅、建築等の各分野において適切な都市形成が図られるよう取り組みを進めるとともに、公共建築物の整備や維持保全、建設系技術職員の人材育成などの仙台市の公共工事を技術的に支える役割も担っています。このため、都市整備局には、土木職や建築職等の建設系の技術職員が多く配属されます。

都市整備局の機能は、大きく次の2つに分けられます。

- ・持続可能な都市構造の形成（都市計画、都市景観、市街地整備、交通政策、住宅政策、建築行政、開発規制、宅地防災）
- ・公共施設の整備・維持保全（公共工事の技術管理、公共建築物の建築・維持保全）

### 都市整備局の役割

都市整備局の役割は、令和3年に定めた仙台市都市計画マスタープランにおいて掲げた都市づくりの目標像である「選ばれる都市へ挑戦し続ける“新たな杜の都”～自然環境と都市機能が調和した多様な活動を支え・生み出す持続可能な都市づくり」を実現していくことであり、これに向けて都心の再開発による都市機能の強化や、質の高い公共交通を中心とした都市交通の充実、良好な都市景観の形成などの取り組みを進めています。

また、確かな技術力により公共工事の品質を確保し、公共建築物の整備や維持保全を図っていくことも重要なミッションであり、技術系の行政職員として関係者間の調整役を果たすとともに、技術系職員の育成にも取り組んでいます。

### 今年度の重点取組事項

都市整備局の業務範囲は幅広く、多岐に渡るため、ここでは令和8年度における重点取組事項として2つをご紹介します。

#### 都心の再整備支援

都市整備局では、都心部の老朽建築物の建替えにあわせて、高機能オフィスが整備されるよう、容積率の緩和等により再開発事業や建替事業の誘導・支援を行う「都心再構築プロジェクト」に取り組んでいます。

本プロジェクトにより、仙台駅周辺で高機能オフィスビルの整備が進んでいるとともに、電力ビル周辺の一体的な再開発や青葉通に面した読売仙台ビルの建替えなど、仙台の都心の新たな街並みを形作る開発が面的かつ連鎖的に広がってきているところであり、こういった動きと本庁舎の建替えやまちづくり協議会によるエリアマネジメントの取り組み等を連動させ、都市機能の強化や回遊性の向上、賑わいの創出につなげていくことで、本市が多くの人や企業から選ばれる都市となるよう、引き続き本プロジェクトを推進していきます。

#### 持続可能な公共交通ネットワークの構築

持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、地域の実情に応じた公共交通のあり方を位置付けるとともに、施策を推進して移動手段を確保することを目的とした「仙台市地域公共交通計画」を策定しており、令和8年度は、次期計画の策定に向けた検討を進めます。

また、通学定期券「せんだいバス FREE+」による学生の移動支援及び公共交通の利用促進に取り組むほか、買い物や通院などの日常生活に必要な不可欠な移動手段の確保が課題となっている地域については、地域の実情を踏まえながら地域交通の運行支援に取り組みます。

# 建設局

## 建設局の業務と職員

建設局の主な業務は、道路・公園・下水道・河川など市民生活に欠くことのできない都市基盤の整備と、みどりに囲まれたまちを守り・育む百年の杜づくり、八木山動物公園の管理運営です。市全体のまちづくりの方針に従い、最前線に立ち、実際の工事の設計や発注など市民の暮らしに直結する仕事を行っています。

土木職を中心に、事務職、造園職、電気職、機械職、動物飼育員などさまざまな職種の職員が配属されます。

業務は、大きく次の5つに分けられます。また、道路・公園に関する業務は区役所とともにを行っています。

- ・都市計画道路、県道などの整備や道路台帳の作成、橋梁の修繕など道路に関する業務
- ・緑化施策の推進、新たな公園の整備や既存公園の維持管理などみどりに関する業務
- ・下水道施設の新設、更新、維持管理や雨水浸水対策など下水道に関する業務
- ・河川の管理に関する業務
- ・八木山動物公園に関する業務

## 建設局の役割

建設局の役割は、持続可能で強靱な道路・下水道・河川などのインフラを整備することで、市民の皆様の安全安心な生活環境を確保すること。

また、道路・公園・動物園といった公共空間の整備や利活用によって、あらゆる人々が集い、楽しみ、活動できる賑わいや交流の場を作り出すことを目標としています。

## 今年度の重点取組事項

建設局では、令和8年度、以下の6つの柱を掲げ、各種主要事業を推進します。

### 柱 1 道路の整備・維持管理の着実な実施

- ・定禅寺通活性化推進事業
- ・都市計画街路事業
- ・国道286号整備（南赤石）
- ・長寿命化修繕関連 等

### 柱 2 こどもや賑わいづくりの視点に立った公園整備

- ・公園を活用したこどもの遊び環境充実事業
- ・公園マネジメント推進事業
- ・広瀬川（大橋周辺）水辺利活用整備事業 等

### 柱 3 みどりの保全・継承／持続可能な街路樹・公園の維持管理

- ・未来の杜せんだいネット「ハナミドリエ」事業
- ・戦略的な緑の保全
- ・街路樹更新事業 等

### 柱 4 下水道施設の老朽化対策・地震対策の計画的な実施

- ・老朽管の計画的な改築
- ・郡山ポンプ場再構築事業
- ・下水道地震対策事業 等

### 柱 5 浸水対策・防災機能向上の着実な推進

- ・流域治水推進モデル事業
- ・浸水対策重点地区の雨水排水施設整備
- ・事業連携浸水対策 等

### 柱 6 魅力あふれる動物公園づくり

- ・動物園再整備事業 等

## 各区のすがた

仙台市は、市制施行百周年にあたる平成元年4月1日の政令指定都市移行に伴い、青葉区・宮城野区・若林区・太白区・泉区の5つの区を設置しました。

現在の区割りは、人口規模が10～20万人となることや住民の利便性を重視した時間距離となること、また、広瀬川や青葉山、幹線道路等の地形や地物、そして地域の一体性等を考慮しながら、行政区画審議会の答申をもとに決定しています。

また、各区の名称は、合併協議により既に区名が決定していた泉区を除いて、市民公募の結果や区名選定委員会への諮問・答申を経て決定したものです。選定にあたっては、仙台独自の歴史や文化が表現されるものであることや、杜の都の都市イメージ、各区の特色や将来像と一致するものであること等を基本的な考え方としています。

それぞれの区では、特色ある地域性を生かし、市民参加を得ながら、「市民協働によるまちづくり」を進めています。

### 各区のシンボルマーク



## 青葉区

人口 | 315,609 人 / 令和 7 年 10 月 1 日現在  
面積 | 約 302 km<sup>2</sup>

### 概要

青葉区は、5 区の中で最も人口が多く、仙台駅を含む都心から山形県との県境まで北西方向に広がる本市最大の区です。地域ごとに様々な特性を有し、近代的な都市機能と豊かな自然環境が共生する「多様性」が区の特徴となっています。少子高齢化のさらなる進展に加え、人口減少社会の到来が予見されている中、生活基盤施設等の更新や新たな整備が要請される地域がある一方、生活上の様々な困難が顕在化しつつある地域があるなど、それぞれの地域の個性や特色に応じた多彩なまちづくりを進めながら、区全体としての魅力向上に取り組む必要があります。

「都心地域」は、東北を支える多様な都市機能が集積しています。近年、建築物の老朽化が進行するとともに、仙台駅周辺に人の流れが集中していることから、中心部商店街の活性化や公共空間の利活用などを通じて、都心全体の価値を高める取り組みが求められています。

「都心周辺地域」は、集合住宅居住者の地域コミュニティへの参加が進んでいない状況であり、その対応が必要となっています。また、道路や公園などの生活の基盤となる施設の老朽化対策やバリアフリー化も求められています。

「丘陵住宅地域」は、都心周辺の外縁で、高度経済成長期以降に開発された郊外住宅団地が連なっています。高齢化率が区内の平均より高い地域であり、今後、さらなる高齢化の進展により、地域での支えあいや高齢化に対応したサービスの需要増加が予想されています。

「愛子周辺地域」は、住宅地の開発により、若い世代を中心に人口が増加しており、複数の土地区画整理が計画されているなど、今後も人やモノ、商業施設等の集積が見込まれ、子育て

環境や交通環境の整備などの取り組みが必要となることが想定されます。

「西部山岳丘陵地域」は、市内でも高齢化率や人口減少率が高い地域であり、普段の生活やコミュニティを維持していくための課題が顕在化しています。また、この地域は野生鳥獣による被害などが非常に多くなっています。正業の維持や安全安心な暮らしの確保、さらには関係人口を増やしていくための取り組みを進めていく必要があります。

### 今年度の重点取組事項

- ・ 窓口・執務環境改善事業
- ・ 「Fun,Fan,Find 青葉」事業
- ・ 宮城総合支所庁舎建替事業
- ・ 宮城地区西部の地域課題解決事業
- ・ 学生の参加による地域づくり推進事業
- ・ マンションコミュニティ強化事業
- ・ 青葉区民まつり事業
- ・ 西公園キャンドルライトファンタジー事業
- ・ 宮城地区まつり事業（宮城地区）
- ・ 大倉ダムの魅力発信事業（宮城地区）
- ・ 仙台市ほたるの里づくり事業
- ・ 仙台伝統ものづくり塾事業
- ・ 仙台の昔を伝える紙芝居作り・上演事業
- ・ 個性ある地域づくり計画策定事業
- ・ 青葉区令和風土記作成事業
- ・ 回文の里づくり事業（宮城地区）
- ・ まちづくり活動助成事業（公募助成事業）

## 宮城野区

人口 | 193,281 人 / 令和 7 年 10 月 1 日現在  
面積 | 約 58 km<sup>2</sup>

### 概要

本市の北東部に位置し、仙台駅東地区から仙台塩釜港へ広がる地域の中に都心部、住宅地、商工業地区とさまざまな表情を持っています。

平成 23 年の東日本大震災では、区内各地域で大きな被害が発生し、特に東部地域は津波により壊滅的な被害を受けました。

その後、沿岸部には津波に対する多重防御の要として、かさ上げ道路や津波避難施設が整備されました。今後も、防災・減災への取り組みを進め、被災された方々の健康支援を続けるとともに、新採の記憶や地域の文化を伝え、新たな海辺のふるさつをつくります。

### 都心及び周辺地域

仙台駅東地区では、仙台駅東口から東北楽天ゴールデンイーグルスの本拠地球場に至る宮城野通を基軸としながら、地下鉄東西線の開通、民間開発による仙台駅東西自由通路拡幅など、より魅力あふれる都市空間づくりが進められています。その周囲には、古くからの市街地である小田原、五輪、原町、東仙台があります。

### 北部住宅地域

県民の森や七北田川などの豊かな自然と岩切城跡をはじめとする歴史の息吹が感じられる場所が随所にある地域です。従来よりまとまりがあるコミュニティを有していましたが、近年 J R 東北本線岩切駅周辺の土地区画整理事業による整備に伴い、若い世代が増加しており、新しいまちが形成されつつあります。

### 丘陵住宅地域

区北西部の主に戦後住宅地が広がった地域で、鶴ヶ谷地区などの開発時期の早い住宅地はすで

に成熟段階を迎えています。また、与兵衛沼公園などの豊かな自然を内包しています。

### 東部沿岸・産業地域

仙台塩釜港を中心に物流と産業の拠点となっており、J R 仙石線の駅周辺においては、市街地形成が進み、若い世代が多く集まる地域です。

仙台港背後地に整備の進む高砂中央公園内には、平成 27 年に水族館が開館し、近隣の大型商業施設とともに、地域に賑わいと活気をもたらしています。

### 今年度の重点取り組み事項

#### 新しいまちづくり

- ・海浜エリアでは、『海浜エリア活性化ビジョン』に基づき、引き続き地域・関係者と連携しながら東部沿岸地域の持続的な賑わいづくりに取り組みます。
- ・仙台駅東口エリアでは、地域のまちづくり団体や事業者と連携して賑わい創出や利便性の向上を図るため、宮城野通や榴岡公園の維持・改修工事などを行います。

#### こども・子育て

- ・乳幼児期や学齢期のこども、保護者を対象に生活習慣病予防をはじめとした心と体の健康づくりを支援します。
- ・外国人の親子に対する子育て支援に取り組みます。

#### 地域コミュニティ支援

- ・被災者の健康維持や健康増進のため「健康×防災」の取り組みを実施します。
- ・コミュニティの維持が課題となっている地区で、地域づくり支援に取り組みます。
- ・外国人向けに感染症予防や交通ルール等の理解促進を目的とした研修等を実施します。

## 若林区

人口 | 142,438 人 / 令和 7 年 10 月 1 日現在  
面積 | 約 50 km<sup>2</sup>

### 概要

若林区は、市の南東部に位置し、5 区で最も規模の小さな区です。平成 27 年の地下鉄東西線の開業により区内には 5 つの駅が新設されました。平成 23 年の東日本大震災では、津波により区域の 56%、内陸約 4km にわたり浸水し、壊滅的な被害を受けましたが、市民や NPO、企業などの取り組みにより美しい風景を取り戻しつつあり、震災の経験と教訓の継承とともに、沿岸部（海浜エリア）の新たなまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

### 地域づくりの方向性

#### 田園・水辺・生物と共に生き、自然災害の経験を日常に活かすまち

豊かな自然環境を守り、歴史ある水資源の活用や生態系を維持する取り組みを進めていくとともに、より多くの人々が海や水辺に親しめる機会を、区域を越えてつくります。

#### 新旧の住民が混ざりあい、支えあうあたたかなまち

子育て支援体制の充実や、社会的な孤立を防ぐ取り組み、心身の健康を保つ取り組みなどを地域特性も踏まえながら、地域住民や関係機関と協力して進めていきます。

#### 歴史のなかで暮らし、地域の魅力を育てあうまち

歴史や地域の魅力に気づくことができる学びの場や、沿岸部の農業や水辺を活用した新たな学びの場づくりに取り組むとともに、東部沿岸エリアの施設や団体をネットワーク化し、情報共有と協働の促進、地域外に向けた情報発信を進めます。

#### 多様な協働を通じて、新しい変化を生み出すまち

地下鉄東西線の開業や東北学院大学五橋キャンパスの開設、東部の防災集団移転跡地の利活用といった大きな変化をまちの活力に変えるため、地域で活動する多様な人たちが互いに協働して、新しい変化を作り出す環境づくりに取り組みます。

### 今年度の重点取組事項

#### 海浜エリア活性化事業

海浜エリアの持続的な賑わい創出に向け、エリア内の回遊性向上に取り組むほか、海辺のライトアップや貞山運河での親水イベントなど地域資源の利活用、防災について学ぶイベントを通じた多様な主体との連携、WEB や SNS を活用したエリアの魅力発信に取り組みます。

#### わかばやし地学連携推進事業

地域の課題解決や活性化を推進するとともに、将来のまちづくりの担い手を育てることを目的として、東北学院大学と若林区が結んだ連携協力に関する協定により、大学や大学周辺の荒町・連坊地区の町内会、商店街を始めとする関係団体と協働した取り組みを進めます。

#### 若林区地域健康づくりちょいチャレンジ事業

日常生活でのちょっとした取り組み（チャレンジ）を継続して実践する住民主体の健康づくりを支援し、若林区民の健康増進を図る取り組みを推進します。

#### 六郷地区公園ストック再編事業

老朽化した狭小な公園が密集している六郷地区において、公園の機能の分担を図り、地域ニーズに応じた再整備により、特色ある公園の創出と魅力の向上を図ります。

## 太白区

人口 | 237,400 人 / 令和 7 年 10 月 1 日現在  
面積 | 約 228 km<sup>2</sup>

### 概要

太白区は、市の南西に位置し、名取川に沿って東西に帯状に広がった形状をしています。

区域は、JR長町駅周辺を中心に古くから本市の南部の中心地である「南部拠点地域」、その南側でJR南仙台駅周辺を中心に宅地化が進む平野部とその背後に農地が広がる「名取川右岸地域」、八木山をはじめとした丘陵部に住宅地が広がる「丘陵住宅地域」、区名の由来となった太白山をはじめ山間の豊かな自然環境に恵まれた「太白山周辺地域」、二口峡谷などの豊かな自然と温泉に恵まれた「秋保地域」からなります。

### 地域づくりの方向性

#### 『ともに支えあい、誰もが自分らしく健やかに暮らせるまち』

子育て支援の充実や障害のある方の社会参加の促進、高齢者をはじめとした健康づくりを進めます。

#### 『災害に強く、安全・安心に暮らせるまち』

市民一人ひとりの自助の力を高めること、地域のネットワークを広げ、共助の取組を推進すること、道路環境の改善、交通安全や防犯の取組を進めることにより安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

#### 『豊かな地域資源を生かした賑わいと潤いのあるまち』

自然環境や歴史遺産、民俗芸能、プロスポーツなど、太白区が持つ豊かな地域資源を守り、磨き上げながら、その魅力を実感できるよう、学び、感じ、伝える機会や場を創出し、賑わいと潤いのあるまちづくりを推進します。

#### 『幅広い世代が交流し、集い、活動が生まれるまち』

住民との協働によるまちづくりを通して、地域内の幅広い世代の交流を促すとともに、地域づくり活動の活性化と協働の輪を広げ、交流と活動が活発な住民主体のまちづくりを推進します。

#### 『多様な地域特性を活かせるまち』

太白区は、秋保地域も含め、区の成り立ちや地理的要因を踏まえた日常生活圏としての一体性、土地利用や都市機能などの特性に応じて、圏域ごとの動向や取り組みが異なります。それぞれの地域特性に応じた、きめ細やかなまちづくりを推進します。

### 今年度の重点取組事項

#### 長町・歩いて楽しい街並み形成促進事業

旧国道 4 号沿道（長町商店街エリア）において、歩いて楽しい街並みの形成に向け、まちづくり団体への支援や活動環境の整備に取り組みます。

#### 太白遊びの担い手育成事業

区内の公園・緑地等を活用した体験プログラムやワークショップの開催を通して、親子の屋外での遊びを支援する遊びの担い手の発掘および育成を行います。

#### 秋保地区活性化事業

秋保地区の活力を向上するため、地域団体等と連携し、豊かな自然や歴史等の地域の魅力を活かした交流活動や情報発信を支援するとともに、地域経済活性化に向け、農産物の特産品化や地域の産直活動を支援します。

## 泉区

人口 | 206,400 人 / 令和 7 年 10 月 1 日現在  
面積 | 約 146 km<sup>2</sup>

### 概要

泉区は、市の北部に位置し、北西部にそびえる泉ヶ岳や七北田川などの恵まれた自然環境と、泉中央地区を中心に多様な機能が集積する本市北部の拠点としての都市機能を併せ持つ区域です。仙台市の中で平成の間に最も人口が増加した区ですが、近年は高齢人口割合が最も高くなるとともに人口も減少に転じています。

「泉中央及びその周辺地域」では、泉区役所庁舎の建て替えにあわせて、周辺エリアのさらなる賑わいづくりに向けた取り組みが進められています。「北部地域」は、本市産業の新しい展開を先導する拠点として、先端技術を育む企業や産業支援機能を持つ研究所などが立地しています。「丘陵地域」は、区内市街地面積の大半を占める住宅団地があり、多くの緑地が良好に保全され、快適な居住環境を有しています。「西部地域」は、泉区のシンボルである泉ヶ岳の麓に田園風景が広がり、歴史と文化が色濃く根付いた地域です。

### 地域づくりの方向性

#### 「安心」のまち

一人ひとりが自分らしい心豊かな生活を送ることができる「安心」のまちとして、世代や性別、国籍や文化の違い、障害の有無などの多様性を認め合い、一人ひとりがそれぞれの地域でその人らしく自立し、日々の生活の安全も確保され、心身ともに健康で充実した生活を送ることができるまちづくりを進めます。

#### 「にぎわい」のまち

魅力的なコンテンツを上手に活かし、人を呼

び込める「にぎわい」のまちとして、民間活力を導入した泉区役所の建て替えを契機に、周辺エリアと一体となったまちづくりを進めるとともに、多様な団体と連携したイベントを開催し、泉中央駅広場・ペデストリアンデッキの活用を促進するなど、若者の視点を取り入れつつ、多くの人を呼び込み、にぎわいのさらなる向上を図ります。

#### 「癒し」のまち

みどり豊かな風景や四季折々の自然を身近に感じ、体験できる「癒し」のまちとして、都市機能と自然が調和したまちを維持、発展させていくため、身近な自然や地域の伝統・文化を体験できる機会の創出や、市民協働によるみどりの維持・向上を進め、生活の身近なところで自然を感じ、触れ合うことができるまちづくりを進めます。

#### 「定住」のまち

洗練された街並みや日々の居心地の良さで住み続けたいと思えるような「定住」のまちとして選ばれ続けるため、子育て世帯が安心して住むことができる環境づくりや、地域交通の確保などの地域課題の解決に向けた取り組みを進めます。また、地域での活動を通して、地域を知る、学ぶ機会を充実させるなど、地域への愛着を育む取り組みも推進します。

### 今年度の重点取組事項

- ・ 泉区役所建替
- ・ 泉中央地区活性化
- ・ 泉ヶ岳活性化推進

# 会計室

## 会計室の業務と職員

会計室は、独立して会計処理を担う会計管理者の補助組織として設置されており、会計制度の管理調整、公金の収納整理や支払いなどを行います。基本的には事務職の職員が配属されます。

会計室では、主に次の業務を行っています。

- ・会計制度の管理調整、指定金融機関等の指定・検査及び指導
- ・財務会計システムの運用
- ・物品管理事務の総括
- ・支出負担行為の確認、支出命令書等の審査
- ・公金の収納整理、歳計外現金の出納保管
- ・公金の支払い、資金の管理及び運用
- ・決算書の作成

## 会計室の役割

複雑多様化する業務処理の実情に合わせ、会計事務の手引きをはじめとした事務処理マニュアルや通知等の見直しを図りながら、庁内各課に対する細やかな助言・指導、必要な研修を行うことにより、会計事務の適切な執行の確保・支援に努めています。

また、会計事務を取り巻く環境の変化や増加する事務量に対応するため、新財務会計システム導入検討や BPR の推進により庁内全体の会計事務の効率化を図るほか、小さくても「より良い仕事」につながる必要な業務の見直しや改善に努めています。

## 今年度の重点取組事項

会計室では、庁内における会計事務の適正な執行を確保するため、日々の業務や検査等を通して、会計事務に必要な知識やスキルを備え、庁内会計事務担当者のスキルアップを支援することができる職員の育成を図ります。また、対外要因に基づく事務量の増加や業務環境の変化等に適切に対応し、効率性等を意識したデジタル化を含め、業務の改善・見直しを行っていきます。

今年度は、支出関連事務・財務会計事務のデジタル化等による効率化の実現に向け、次期財務会計システムの調達を行います。また、国が進める地方公共団体の公金収納のデジタル化についても、対象となるシステムの改修に向けた調整等を行っていきます。

# 消防局

## 消防局の業務と職員

消防は国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、地震等の災害による被害の軽減や傷病者の適切な搬送を任務とし、日夜、市民の安全・安心の確保に努めています。

消防士は消火活動のほか、救助活動や救急活動といった災害対応業務、119番通報に迅速に対応する指令業務、火災予防のための建築物に対する指導や立入検査を行う予防業務に携わります。部隊編成としては、消火活動や火災原因調査にあたる警防隊、傷病者を医療機関へ搬送する救急隊、人命救助にあたる特別消防隊（レスキュー隊）などがあります。また、市民に対する防火・防災意識の普及啓発や、地域での研修・訓練などの取り組みも消防団員や女性防火クラブの方々と連携しながら進めています。約1,140名の消防職員の中には35名を超える女性消防吏員もおり、能力や適性を活かして様々な部署で活躍しています。

## 消防局の役割

消防局の役割は、市民の皆様の安全・安心を守るため、ひとつとして同じものがない災害現場において常に最善の活動を行うとともに、火災・救急事故等を未然に防止あるいは被害を軽減するため、防火・防災意識の普及に向けた各種取り組みを推進することです。

尊い人命を守るため、日々様々な訓練を行い災害への対応力強化に取り組むほか、町内会や地域の行事等での防火広報など、様々なふれあいの機会を通じて防火・防災知識の醸成を図り、市民の皆様と共に災害に強い街「仙台」を目指しています。

## 今年度の重点取り組み事項

消防局では、火災・救助・救急や大規模自然災害等のあらゆる災害に迅速的確に対応するため、施設、車両、資器材等の整備や活動体制づくりを継続的に推進していくほか、今年度は、次の4施策に重点的に取り組みます。

### 大規模林野火災等特殊災害対応体制の強化

山間部や住宅街に隣接する山林での大規模火災を想定し、ハイスペックドローン等の導入により、初動時の情報把握・分析力の向上、戦術立案・指揮統制体制の強化、現場対応力の強化を図ることで、林野火災の拡大防御・早期鎮圧体制はもとより、特殊災害、巨大地震等の体制強化に取り組みます。

### 総合的救急需要対策

高齢化の進展等に伴い増加が続いている救急需要に的確に対応するため、総合的救急需要対策（R6～8年度）を継続的に推進するとともに、令和9年度の救急隊1隊増隊配置に向けた整備等を進め、救急搬送時間短縮と救急の質の向上を図ります。

### 多様性と市民協働による応急救護力の向上

更なる救命効果向上のため、誰もが当たり前のこととして応急手当を行い、必要な救護を受けられるよう、多様性と市民協働の力による応急救護力の向上を図ります。

### 消防団活動環境整備

地域の消防防災力の要である消防団の担い手確保につながるよう、今後の地域防災を担う若年層の参加促進と、女性や学生といった多様な人材が一層活躍できる環境整備に取り組みます。

# 教育局

## 教育局の業務と職員

教育局の業務は、学校教育や生涯学習など多岐に渡ります。総務人事部では、教育局や学校で働く職員が働きやすい職場環境づくり等、学校環境整備部では、児童生徒の就学、学校保健・体育・給食、学校施設整備に関すること等、学校教育推進部では、学校の教育指導、確かな学力の育成等、学校教育支援部では、生徒指導、いじめ対策、不登校児童生徒等支援、特別支援教育に関すること等、生涯学習部では、学校や地域での各種生涯学習事業や文化財の保護・活用に関すること等を行っています。

そのため、事務職・技術職だけでなく、行政教員、学校事務、栄養士、文化財主事、学芸員など幅広い職種の職員が配属されます。

## 教育局の役割

教育局では、職員が互いに信頼し、感謝し合う関係の構築を目指すことを基本としながら、「仙台市教育構想 2026」の基本理念「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、互いに認め合い、自分らしく学び続ける人を育てます」の実現に向け、学校教育では、主体的に学ぶ意欲を伸ばし、「よりよく生きる力」を育てるとともに、多様性に目を向け、自他を尊重し認め合う「豊かな心」を育むことを目指しています。生涯学習では、こどもから大人までのすべての人々が生涯にわたって、それぞれのライフステージやニーズに応じた学びの機会を得られる環境づくりを進め、学びを通じて、人と地域がつながることを目指しています。

これらに加え、学びを支える教育環境の整備、高い倫理観と使命感を持ち、様々な課題に果敢に挑戦するチーム学校、チーム教育委員会の組織風土づくりと人材育成、超過勤務縮減・多忙化解消など職員が働きやすい環境づくり、コンプライアンス推進に取り組んでいます。

## 今年度の重点取組事項

教育局では、「仙台市教育構想 2026」における基本理念の実現に向け、学校教育や生涯学習の充実や、学びを支える持続可能な基盤づくりに資する各種施策に取り組んでいます。

### いじめ防止等対策

いじめ対策支援員やスクールカウンセラーの増員のほか、専門家で構成する「学校支援チーム」の設置など、いじめ防止等対策の体制強化を図るとともに、大学と連携した未然防止の取組研究や児童向け教材の開発に取り組めます。

### 登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援

在籍する学級以外での学校における居場所となる「ステーション」の小中学校への設置を拡充するほか、大学等と連携した新たな学習プログラムの開発や教育現場での実践を行います。

また、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する市立の学びの多様化学校（中学校）の設置に向けた準備に取り組めます。

### 国際的な視点に立った教育

当事者意識をもって他者と積極的にコミュニケーションを図り、問題を発見・解決できる資質・能力を育成するため、小中学校で一貫して学ぶ英語を核とした新教科の導入準備に取り組むほか、小学校への ALT 配置を拡充します。

また、新教科の支援や国際教育関連のイベント、外国人児童生徒等の日本語支援などを行う「(仮称) 仙台国際探究ラボ」を設置します。

### 仙台城跡整備推進

令和 18 年の大手門復元に向け、各種調査や整備基本計画の改定を行うほか、仙台城本来の姿を取り戻し、本市を代表する歴史と趣を感じる景観づくりを進めます。

## 選挙管理委員会事務局

### 選挙管理委員会事務局の業務と職員

選挙管理委員会は、地方自治法に基づき、選挙を公平、公正、厳正に管理執行する選挙管理機関として、都道府県及び市区町村に設置されている独立した行政委員会であり、議会で選挙された4人の委員で組織されています。その選挙管理委員会に関する事務を担うのが、選挙管理委員会事務局で、市と各区にそれぞれ設置されています。

選挙管理委員会事務局は、国政選挙や市・県の地方選挙に関係する事務を行うとともに、選挙に対する理解を深め、関心を高めてもらうための選挙啓発などの業務を行っており、基本的に事務職の職員が配属されます。なお、区選挙管理委員会事務局の職員は、区の総務課・まちづくり推進課・区民生活課等の各課、区総合支所の総務課及びまちづくり推進課の職員が兼ねています。（併任）

主な業務は次のとおりです。

- ・選挙の管理及び執行に関する業務
- ・最高裁判所裁判官国民審査に関する事務
- ・直接請求に関する事務
- ・選挙管理委員会の運営
- ・選挙の啓発に関する事務
- ・選挙制度の調査研究、各種選挙の記録及び統計業務

### 選挙管理委員会事務局の役割

選挙管理委員会事務局の役割は、市と区選挙管理委員会事務局が協働で、選挙を公正かつ正確・円滑に執行することです。また、選挙事務を担う人材の育成に努め、職員の研修等を通

じて、ミスやトラブルの防止、事務従事者の意識の向上や実務能力向上を図ります。

さらに、有権者の政治や選挙に対する理解と関心を高めるため、全世代への啓発を行うとともに、特に若年層に重点を置いた選挙啓発・主権者教育の充実を図ります。

### 今年度の重点取組事項

#### 主権者教育の充実

今年度は、選挙管理委員会で作成した中学生向け副教材について、公民の授業での活用促進を図ります。

また、選挙出前授業を引き続き実施し、学校における主権者教育の充実に努めるとともに、選挙啓発ボランティアグループの活動促進を図ります。こうした取り組みを通じ、日頃から政治や選挙への関心を高め、将来の投票行動につながるよう若年層への啓発に努めます。

#### 投票所の暑さ対策

投票所の多くは、冷房設備のない小・中学校の体育館を使用しています。

令和7年7月執行の参院選及び同年8月執行の市長選においては、投票所内が大変な暑さとなり、投票立会人の皆様や事務従事者の中には体調不良を訴えるケースもあったことから、冷房設備のある諸室等に投票所の場所を変更できるよう、関係機関等との協議を進めます。

これにより、令和9年8月執行予定の市議選までに、可能な限り冷房設備のある投票所の数を増やし、投票環境の改善に努めます。

# 人事委員会事務局

## 人事委員会事務局の業務と職員

人事委員会事務局は、人事行政に関する専門的機関かつ中立的な第三者機関として、職員の給与等に関する報告及び勧告、勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する審査請求に係る審査（公平審査）、職員採用試験の実施やそれに係る広報活動などを行っています。

事務局内には審査給与課と任用課が設置されており、基本的には事務職の職員が配属されます。

各課の主な業務は以下のとおりです。

### 審査給与課

- ・ 職員の給与等に関する報告及び勧告
- ・ 公平審査
- ・ 労働基準監督機関としての職権行使

### 任用課

- ・ 職員採用試験・選考
- ・ 職員採用試験の広報活動
- ・ 係長職昇任試験

## 人事委員会事務局の役割

人事委員会事務局の役割は、仙台市職員の意欲・能力を存分に発揮できる勤務環境を整備するため、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を適切に実施することや、労働基準監督機関としての適切な職権行使を行うことです。

また、市政発展に貢献できる能力や資質を備えた有為な人材を確保するため、公平かつ適正な職員採用試験・選考を実施すること、組織において重要な役割を担う係長職の登用のために客観性・信頼性を備えた係長職昇任試験を実施することなどがあります。

## 今年度の重点取組事項

少子高齢化の進展等を背景に、官民を問わない人材獲得競争が激化している中において、本市職員として多様で有為な人材を確保するため、人事委員会事務局では、採用にかかる制度面・広報面の両面からその取り組みを進めています。

令和8年度においては、新たな受験者層の獲得と就職活動の早期化への対応をねらいとして、民間企業志望者でも受験しやすい SPI3 を活用した「早期枠」試験において新たな職種を追加するとともに、広報面においては、以下の3つの柱で、有為な人材の確保に向けた取組の拡充を図っていきます。

### 受験者の新規開拓

- ・ 職員採用 PR 動画の制作
- ・ YouTube 広告の掲出
- ・ 地下鉄駅へのポスター掲出
- ・ 大学・高校等への個別訪問の実施
- ・ 転職イベントへの出展
- ・ 首都圏向けイベントの開催

### 受験へつなげる魅力発信

- ・ 就活イベント・就活イベントへの出展
- ・ 大学等の就職セミナーへの出展
- ・ 職場見学会の実施

### 志望者への情報発信

- ・ 職員ガイド特設 WEB サイトの制作
- ・ 職種別ガイドの制作
- ・ 受験希望者向け採用セミナーの実施
- ・ せんだい♡ナビゲーターとの個別面談の実施

## 監査事務局

### 監査事務局の業務と職員

監査事務局は、監査委員の事務を補助するために置かれています。監査委員は、地方公共団体の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理についての監査等を行うために設置される機関であり、適法性や効率性等の幅広い観点から監査等を行って、その結果を公表しています。監査事務局には3課あり、監査課と企業監査課には事務職の職員が、工事監査課には技術職の職員が配置されています。

監査事務局（監査委員）の主な事務は、次の6つです。

- ・ 定例監査及び財政援助団体等監査の実施
- ・ 住民監査請求に基づく監査の実施
- ・ 決算審査の実施
- ・ 健全化判断比率・資金不足比率審査の実施
- ・ 内部統制評価報告書審査の実施
- ・ 例月出納検査の実施

### 監査事務局の役割

監査事務局の役割は、監査等の実施を通じて、市の行財政運営の健全性、透明性の確保に寄与し、住民福祉の増進と市政の信頼確保に資することです。

### 今年度の重点取組事項

主な事務について説明します。

#### 定例監査

市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、公営企業会計等に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかといった観点から監査を実施し、あわせて一般行政事務そのものについても監査を実施します。

### 財政援助団体等監査

市の出資団体、補助金等の財政的援助を与えている団体、公の施設の指定管理者などの出納その他の事務執行についての監査を実施します。

### 住民監査請求に基づく監査

市民からの監査請求（市の機関又は職員の財務会計上の違法又は不当な行為等に関する監査の求め）に基づき、監査を実施します。

### 決算審査

決算書及び証書類等について、計数の正確性を検証するとともに予算の執行又は事業の経営等が適正かつ効果的に行われているかなどを審査します。

### 健全化判断比率・資金不足比率審査

健全化判断比率・資金不足比率が適正に算定されているか、その算定基礎となる書類が適正に作成されているかについて関係資料との照合等により審査します。

### 内部統制評価報告書審査

市長による内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査します。

### 例月出納検査

市の現金出納について、会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、出納事務が適正に行われているかを検査します。

## 農業委員会事務局

### 農業委員会事務局の業務と職員

農業委員会は、市長から独立して業務を行う行政委員会です。市内農業の発展のために農業委員（※1）と農地利用最適化推進委員（※2）（以下「委員等」という）が連携して、農地が正しく利用されるように守り、農地法に基づく権利移動の許可や農地利用の最適化を進めています。

農業委員会事務局は、委員等が円滑な活動が行えるよう、委員等へのサポートを行っています。職員は事務職の職員の他に、農業職の技術職員が配属されます。

農業委員会事務局の業務は、主に下記のような内容です。

- ・農地法等に関する許可申請や届出の受付
- ・次世代の農業者への農地継承や利用促進、規模拡大に向けた農地の集約化
- ・利用されず荒れてしまっている農地の調査と、発生防止・解消に向けた指導
- ・新しく農業を始めたい人や、企業の農業への参入促進と、農地の紹介
- ・委員等が行う地域活動の推進とサポート
- ・各種会議、委員会の運営

（※1）地域の農業に詳しく、農業者からの相談対応及び農業一般に関する調査や情報提供等を行う、市長から任命される 19 名の委員

（※2）農業委員と連携して現地調査等の現場活動を行う、農業委員会から委嘱される 34 名の委員

### 農業委員会事務局の役割

農業委員会事務局の役割は、委員等の職務を補佐しながら、農地法等に基づく農地行政を適正に執行することです。運営を担当している各種委員会を円滑に運営し、委員等への

研修や、農地に関する法令等の情報を分かりやすく提供するなど、地域活動の支援を行います。

また、農地行政を適正に執行するため、利便性向上と業務効率化に向けてDXの推進など事務事業の改善に努めることを目標にしています。

### 今年度の重点取組事項

農業委員会事務局では、委員等と連携し、農地利用の最適化を確実に推進することを目指しています。農地法の許可審査をはじめ、農業者と連携を図りながら、地域活動と地域農業の推進を図っていきます。

また、農業者や農業者団体との意見交換会の開催等により、農業者等の意見・要望などを把握・集約し、関係行政機関に対して改善意見の提出や要望を行います。

さらに、タブレット端末導入による委員等の地域活動や各種委員会等の運営の効率化を目指し、事務局運営についてもDXを推進した窓口相談の事前予約システムの活用を進め、相談時間削減等による窓口サービスの向上および職員の業務量削減と効率化を図っていきます。

### 農地行政活動

- ・農地法及びその他の法令によりその権限に属する事項の審議
- ・担い手への農地の利用集積、集約化
- ・遊休農地の調査と指導
- ・新規参入の促進
- ・農地の違反転用防止対策

### 農業振興活動

- ・地域振興活動の推進
- ・農業者年金の加入促進

## 議会事務局

### 議会事務局の業務と職員

議会事務局は、議長・副議長をはじめ各議員の活動が円滑に行われるよう、議会内の環境整備や議事運営、議員の調査・議会広報等、幅広くサポートを行っています。

事務局内3課というコンパクトな所帯ですので、職員同士のコミュニケーションがとりやすく、風通しの良い職場です。

議会事務局の機能は、大きく次の4つに分けられます。

- ・議長・副議長の秘書業務
- ・議長会議、議員の資産等公開、政務活動費に関する業務
- ・本会議・常任委員会・議会運営委員会等の運営、請願・陳情に関する業務
- ・調査、議会広報に関する業務

### 議会事務局の役割

市議会は、市の執行機関とともに市政を進める車の両輪にもたとえられます。

議会事務局の役割は、市政を取り巻く様々な事態に適切に対応し、市議会が求められる役割を果たすことができるよう、議会機能を十分に発揮するための的確なサポートを行うことです。

また、議会に対する市民の理解や関心を深め、市民と議会との信頼関係をより強化する、「開かれた議会」に向けた取り組みも重要です。

議会事務局は、市民の代表である議員を支援することで、議会側から仙台市政を支えるという役割を担っています。

### 今年度の重点取組事項

※議会事務局は新規・重点取組はありません

# 水道局

## 水道局の業務と職員

水道局は、安心・安全な水道水の安定供給に努め、ライフライン事業者として市民生活や産業活動を支えています。水道局の特色は、「地方公営企業法」に基づく公営の企業として独立採算で経営しており、水道事業で行っている様々な業務に要する費用の大部分は、税金ではなく、使用水量に応じてお客さまにお支払いいただいた水道料金によってまかなわれています。

職員構成は約 80%が技術職、約 20%が事務職となっています。

水道局の機能は、大きく次の 4 つに分けられます。

- ・水道施設の危機管理・災害対策の総合調整および危機・災害発生時の対応
- ・局内事務の総括（経営計画の策定や予・決算、広報等を含む）、財産管理、水道料金等の徴収の総括
- ・水道水の給水や送配水施設等の維持管理・工事等の業務
- ・浄水施設の維持管理や水質管理および各浄水場における浄水等の業務

## 水道局の役割

水道局の役割は、杜の都・仙台の市民生活や都市機能、産業活動を支えるため、将来にわたって安心・安全で良質な水道水を安定的に供給することです。

そのために、お客さまや事業者等と充実したコミュニケーションにより連携強化を図りつつ、良好な水質の実現や災害に強い水道づくりに取り組むとともに、持続可能な経営を目指し、新技術等も活用したより効率的な事業運営に努め、経営基盤の強化を進めていきます。

## 今年度の重点取組事項

水道局では、お客さまに安心・安全な水道水をお届けするため、管路や浄水場等の膨大な施設を適切に維持管理・更新し、水源から蛇口に至るまで徹底した水質検査を行うとともに、災害等の非常時にも水道水の供給を可能な限り継続するための対策にも取組み、将来にわたって持続可能な水道システムの構築を図っていきます。

また、公営企業であることから、持続可能な経営を実現する必要があるため、将来的な人口減少に伴う水需要が減少する社会においても、必要な財源を確保するために適正な水道料金等の在り方を検討するとともに、アセットマネジメント等の導入によるコスト構造の見直しにより収入・支出のバランスがとれた事業運営にも取り組んでいきます。

### 管路更新のペースアップ

漏水の発生リスクや、地震等の災害発生時の被害を抑えるために、管路更新ペースを上げて、老朽化した管路の更新・耐震化を推進します。

### 浄水場の再構築

稼働開始から約 60 年を迎える国見浄水場の更新時期に合わせて、大倉ダムを水源とする国見浄水場と中原浄水場の統合を進めます。

また、茂庭浄水場の長寿命化の取り組みや、小規模浄水場の段階的な統廃合に向けた必要な関連施設の整備も併せて進めます。

### 関係者と連携した災害対応の充実

地域の皆さまとの協働による応急給水活動の推進や災害対応の周知、他の水道事業者や民間事業者との応援体制充実を目指します。

# 交通局

## 交通局の業務と職員

交通局は、地方公営企業法に基づき、仙台市が設置する公営企業です。路線バス事業と地下鉄事業の運営により、交通事業を通して公共の福祉増進を図ることを目的として、設置されています。

企業としての性質を持ち、サービスの対価としてお客様から頂く料金によって事業を運営していたり、局の代表として管理者を設置していることなど、市長部局と異なる点があります。

交通局は、総務部、自動車部、鉄道管理部、鉄道技術部の4部構成です。局職員に関する人事労務業務や局内の財務業務、事業経營業務、路線バス・地下鉄運行業務、運行のための設備等整備更新業務など、多岐にわたります。そのため、局に従事している職員も、事務職、運転士、土木・建築・機械・電気などの技術職と多様です。

## 交通局の役割

交通事業者として路線バス事業と地下鉄事業を運営し、市民の身近な移動手段を担うことです。4つの戦略に基づき、事業の根幹である安全・安心を最優先に、便利で快適なサービスの提供と持続的な経営を確保するため、各般の取り組みを推進してきました。詳細は「仙台市交通事業経営計画2021-2030」をご覧ください。

### 4つの戦略

#### 戦略1 安心・安全の推進

(例) 南北線車両更新と機能向上

#### 戦略2 快適なお客サービス提供

(例) リアルタイム運行情報の充実(バス)

#### 戦略3 まちづくりへの貢献

(例) バリアフリーの推進

#### 戦略4 持続可能な経営の確保

(例) 小児運賃無料化実証実験の実施

## 今年度の重点取組事項

### 交通事業 100周年

令和8年11月には、本市交通事業が100周年の節目を迎えます。「これからも、お客様とともに、このまちとともに」のキャッチコピーのもと、記念事業や各種イベントなどを通して公営交通事業の意義や魅力をPRするとともに、これまで支えてくださった市民の皆さまへ感謝を示し、将来に向けて新たな一歩を踏み出す機会として取り組んでいきます。



### 仙台市営交通100周年

1926 >>>>>> 2026

交通事業 100周年記念ロゴ

### バス事業の安定的な運営に向けた運賃改定

令和8年10月には、バス事業の安定的な運営に向け、実質的に約30年ぶりとなるバスの運賃改定を実施予定です。運賃改定幅の検討や、運輸局との事前協議、市民説明会の実施、条例改正等、運賃改定に向けた様々な取り組みを進めています。

### バス運転士・地下鉄運転士・駅務員の人材確保

交通事業の安定的な運営を維持していくためには事業を担う人材の確保・育成は極めて重要であり、令和7年度は体制の見直しも行き、以下のような新たな取り組みを通じて、人材確保を推進しています。

- ・局公式 Instagram の開設
- ・引越費用を補助する仕組みの導入
- ・バス運転体験会の実施
- ・一次試験への SPI3 の導入

## ガス局

### ガス局の業務と職員

ガス局は、市の組織上の位置付けとしては公営企業になりますが、お客さまへガスを供給するエネルギー事業者でもあります。ガスの供給を通じて、お客さまの暮らしや産業活動を支えています。

事業規模は全国の公営ガス事業者の中で最大であり、都市ガスを約 345,000 戸（令和 7 年 11 月末時点戸数。仙台市、多賀城市、名取市、富谷市、利府町、大和町、大衡村）に、簡易ガスを約 1,500 戸（令和 7 年 11 月末時点戸数。仙台市、名取市、岩沼市、富谷市、川崎町の都市ガス未供給区域）にそれぞれ供給しています。

ガス局の業務（部門）は、大きく次の 5 つに分けられます。

- ①経営、財務などの管理業務（総務部）
- ②お客さま数及びガス販売量の維持拡大に係る業務（営業推進部）
- ③お客さまが所有するガス設備の工事、ガス料金収納業務（お客さまサービス部）
- ④ガス管など供給設備の維持管理、設計施工及びガス事故対応等の保安業務（供給部）
- ⑤ガスの製造業務（製造部）

各部門には事務職と技術職の職員がそれぞれ配属されますが、事務職の職員は、主に総務部や営業推進部に、技術職の職員は、主にお客さまサービス部や供給部、製造部に多く配属されています。

### ガス局の役割

ガス局では、117 年にわたって築いてきたお客さまとの信頼関係を第一に、今後も「お客さまに選ばれ続け、地域社会の発展に貢献するエネルギー事業者」を企業理念としています。

また、その実現に向けては、お客さまの安全と安心を最優先に、ガスを安定的に供給し、ガ

スの利用を通じて、お客さまに快適な暮らしと満足をお届けすることを企業使命としています。

### 今年度の重点取組事項

ガス局では、5 年後の「あるべき姿」を明確にし、職員が一丸となって各種事業を的確に推進するため、仙台市ガス事業中期経営方針（2023～2027 年度）を策定したところであり、今年度は 4 年目を迎えます。

本方針では、前述のガス局の企業理念の実現及び企業使命を着実に果たしていくこととしており、「さらなる企業価値の向上」と「より強固な経営基盤の構築」を実現するため、次の 3 つの重要施策を定めています。

- ①お客さまの獲得及び販売量の維持・拡大
- ②安全・安心と安定供給の継続
- ③経営基盤の強化

また、それぞれの重要施策には、主要目標を設定しており、目標達成に向けた具体的な行動計画として定めたアクションプランに沿って、毎年度、PDCA によりプランを見直しながら、着実に取組みを進めていくこととしています。

今年度も、電気をはじめとした他のエネルギー事業者との競争や地球温暖化の影響など、事業を取り巻く環境は一層厳しさを増すことが想定されますが、引き続きそれぞれの部門で主要目標の達成に向けて、取り組んで行くこととしています。

## 市立病院

### 市立病院の業務と職員

市立病院では、医師をはじめとした様々な医療職の職員が、その専門性を発揮し、患者へ最善の医療を提供しています。事務・技術職の職員も人事交流により配属され、主に経営管理部・総合サポートセンター等において、円滑な病院運営及び医療職員の業務を支える役割を担っています。

#### 経営管理部（総務課・経営医事課・情報システム課・財産管理課）・医療安全管理課

- ・病院事業の総合調整、広報・広聴、医療事故防止、院内感染対策等に関する業務
- ・病院職員の人事・研修、労務・厚生等に関する業務
- ・病院の財政、予算・決算、経営分析、診療報酬等に関する業務
- ・病院の情報システムの運用、セキュリティ対策等に関する業務
- ・病院の契約事務、庁舎・庁舎設備の管理等に関する業務

#### 総合サポートセンター

- ・患者診療の総合調整、医療機関との連絡調整・連携、医療連携に係る広報、医療福祉相談・支援等に関する業務

#### 診療部・医療技術部・看護部・救命救急センター

医師、コメディカル、看護師等の医療職が配属され、患者の診療・看護等を行っています。

### 市立病院の役割

市立病院の役割は、市民の健康の増進と福祉の向上のため、地域の中核病院としての機能を果たし、市民が安心して生活できる都市づくりに寄与することです。

仙台市唯一の自治体病院として、政策的医療（救急医療、小児救急医療、災害医療等）の提供や臨床研修医をはじめとする医療従事者の養成、災害拠点病院としての日々の訓練など、積極的な取り組みを行っています。

### 今年度の重点取組事項

市立病院では、今後も安定的な経営を継続し、市民の健康を守る自治体病院として患者の権利を尊重し適切な医療を提供していくため、次の事項について重点的に取組んでいきます。

#### 高度急性期・急性期医療の体制強化

救急やがん治療など、重症患者に対応できる体制を維持、強化します。手術室の効率化や専門治療の充実を進め、診療機能のさらなる高度化を図ります。

#### 政策的医療の遂行と地域医療への貢献

災害や感染症への備えを強化し、母子医療や精神医療の体制を整えます。退院後も切れ目なく医療を続けられるよう、地域の病院や施設と連携を深め、地域に安心を届ける医療を目指します。

#### 医療安全と質の向上

全職員で主体的に医療安全推進と患者満足度向上に取り組み、安全・安心で質の高いチーム医療を実践します。

#### 経営基盤と人材育成の強化

収益確保と費用抑制を図り、医療 DX による効率化を推進します。働き方改革や研修体制の充実を図り、職員の働きやすさと働きがいを高め、人材確保・育成を強化します。

---

## 新規採用職員ガイド 2026

2026年3月（予定）

編集・発行 | 仙台市総務局人材育成部職員研修所

〒981-3189 仙台市泉区泉中央2丁目1-1

☎022-375-8722

---